

鎌倉時代の村落結合

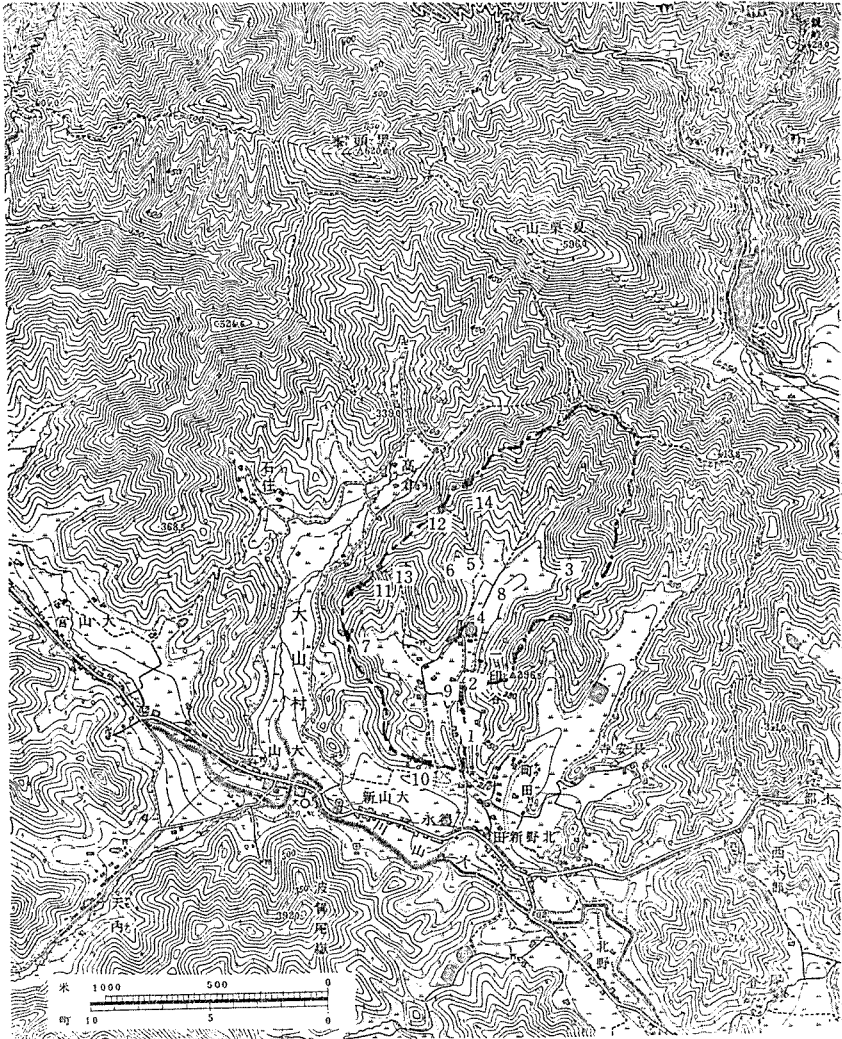
— 丹波国大山荘一井谷 —

大山 喬 平

【要約】 中世の丹波国多紀郡大山荘一井谷の耕地は谷の中程にある法師丸池を境に奥耕地と里方耕地にわかれ、前者が排水の便のととのわなない劣悪耕地であったのに対し、後者は法師丸池を中心にして村落の規模で灌排水の条件がととのえられた中世における先進的な安定耕地であった。この池の管理を基軸に鎌倉時代の「一井谷には「をとなさた人」らを中心とする「むら」共同体が存在し、この村落結合を背景にして、百姓等は文保二年に東寺の預所支配を廃絶させ、この地に年貢の百姓請を成立させた。この百姓請の成立にともない、この谷の年貢は従来約六〇%に引き下げられ、百姓等は彼等自身の手で実検をとげ、百姓一人一人が署判を加えるという異例の実検注文を作成した。また一井谷の百姓等は相当の武力を保持し、内外の敵と戦闘をまじえ、他所からの傭兵を組織して彼等の村落を保持しようとしていた。しかし、荘園領主権と対決するとき彼等の内部にもまた、予想外の脆弱さが存在していた。

中世社会の基底を構成する村落の中世的な秩序というものがどのようにして形成され、またそれは、いかなる性格のものであり、そこにどのような問題がふくまれていたのか。これらの問題を一個の具体的な地域で、できるならば一個の村落で追究し、そこでいろいろな問題を新しく発見しよう。

うというのが本稿の目的である。考察の対象となる地域・村落を一個に限定することのような方法は、そこから当然生じてくるさまざまな限界に対する配慮を失わないようにすれば、扱われる現実の關係が、広い地域の断片的な史料をつぎたして事態を復原していく方法にくらべて、はるかにはっきりと固定してあらわれるから、研究の初歩の段階では、むしろ、はじめから確定している現実の諸關係を基礎



現在の名称	中世の名称	現在の名称	中世の名称	現在の名称	中世の名称
1 猫谷	れんくわう 谷・れこ谷	6 堀田	堀田	11 下坂	
2 小豆谷	小豆谷	7 西谷	西谷	12 上坂	
3 かくれ谷	かくれ谷	8 大谷	大谷	13 とげ	
4 星丸池	法師丸	9 才の神		14 千両畑	先生カ畑
5 いも谷	芋谷	10 名残地	長内		

にして確実に鋭く問題をえぐり出すことさえ可能であろうと考える。

最近になって、薩摩国入来院・備後国太田荘などをとりあげて、中世成立期の「名」耕地の自己完結的な性格を重視し、それを小村・散居型村落として、そこから荘園領主権の性格を解明した永原慶二氏の研究^①、安芸国三入庄・山城国禪定寺などを素材として、村落の座的構成に村落共同体の中世的特質をみ、これを領主制との関連で追求した黒田俊雄氏の研究^②、また分業の観点から中世成立期の村落を究明した戸田芳実氏^③、さらには摂津国垂水荘を中心とする島田次郎氏の精密な研究をはじめ、福留照尚^④、高重進^⑤、木村礎・高島緑雄氏等の貴重な研究が発表されて中世村落の研究がようやく多方面にわたって来た。こうした研究史のくわしいことは高重氏の整理にゆずりたいが、私も、中世村落についての概括的な見通しのようなものを以前に発表しておいた。「名」耕地の一括性を強調する永原氏などの考えは事態の一面をとらえており、これを一概に否定することはできないが、私はこうした考えを重視しすぎることは疑問を感じている。「名」は典型的には安定的な農民

的大経営を背景にもつものであって、中世村落はこうした名主層を中心とし、その外延に不安定で零細な弱小経営を広汎に存続させ、両者の関係をとらえるならば、中世村落は二重の構成をとってあらわれるというのが私の前稿の不十分な考察であった。こうした観点を生かしながら本稿では中世村落形成の直接的な担手である有力農民の動向に焦点をすえ、それを具体化したいと思う。前稿で重視した散田作人層は分析の対象にならないが、本稿に登場するような「百姓等」の村落の外延に、彼等の村落からなれば排除されたような形で村落に関係する散田作人層が広く存在し、両者の特殊な関係の形式の上に中世社会とその権力機構が存在した筈である。

素材としてとりあげるのは東寺領丹波国大山荘のうちの一井谷である。大山荘については西岡虎之助、清水三男、宮川満、服部謙太郎等の諸氏の研究を基礎に、最近では谷啓子、梶村冷子、麻野晴子、あるいは岡光夫、また特に田沼睦氏等によって多角的な論及が行なわれて、これまた長い研究史をもっている。本稿はこれらの業績にみちびかれながら私なりに考えなおした大山荘研究の第二部であ

- ① 永原慶二「中世村落の構造と領主制」『中世の社会と経済』所収、「荘園支配と中世村落」(『橋論叢』四七卷三号)
- ② 黒田俊雄「村落共同体の中世的特質」『封建社会と共同体』所収、「中世の村と座」(神戸大学教育学部研究集録二〇)
- ③ 戸田芳実「山野の貴族的領有と中世初期の村落」『ヒストリア』二九号)
- ④ 島田次郎「中世村落の耕地と集落」『地方史研究』四九号)、「荘園制下の村落と農民」(岩波講座『日本歴史』六)
- ⑤ 福留照尚「庄園と村落」『歴史』一八)
- ⑥ 高重進「太田庄における古代的村落の崩壊」(広島大学文学部紀要』一八)なお、同氏「中世村落研究の動向」(『史学研究』八一号)に研究史のまとめがある。参照されたい。
- ⑦ 木村礎・高島緑雄「香取社領における集落と耕地」(『駿台史学』一三三号)
- ⑧ 「中世社会の農民」(『日本史研究』五九号)
- ⑨ 西岡虎之助「庄園における官省符庄の変質」(『社会経済史学』二卷三・四号)、清水三男「東寺領丹波国大山庄」(『中世荘園の基礎構造』)、中世後期における丹波国大山庄の生活」(『中世文化史研究』所収)、宮川満「庄園村落の展開」(『史学研究』二号)、「中世丹波地方における土家の動向」(『丹波史談』)、服部謙太郎「畿内周辺における封建社会の成立」(『社会経済史学』一六卷二号)
- ⑩ 谷啓子「丹波国に於ける守護領国制の形成」(『国史談話会雑誌』)

誌』創刊号)、梶村冷子「貨幣流通よりみたる丹波国大山庄」(『日本中世史研究』三)、麻野晴子「大山荘の番頭制について」(『兵庫史学』一五号)

⑪ 岡光夫「封建村落の研究」

⑫ 田沼睦「南北朝室町期における庄園的収取機構」(『書陵部紀要』第一〇号)、「寺社一円所領における守護領国の展開」(『歴史評論』一〇八号)

⑬ 先に発表した「中世村落における灌漑と銭貨の流通」(『兵庫史学』二七号)は、大山荘西田井村の分析である。

二

平安時代の大山荘は丹波国多紀郡河内郷にあって、その四至はしばしば「四至真限公田 南限川と記される^{①)}。当時

の大山荘は東を公田に接するほか、西は刺山峯に、北は大山峯に、そして南は川によって区切られた一個の地域に存したことがわかる。平安時代の大山荘の開墾の状況や、この地域の歴史地理学的な分析についてはなお独自の究明を必要とするが、ここではさしあたり中世村落形成の前提として特に必要な点についてのみ二・三言及しておきたい。

承和一二年(八四五)の民部省符案によると、このときはじめて東寺に施入された多紀郡の田地は次のように記され

第1図 大山里地名復原図



36 山	25 	24 	13 	12 	1
35 山	26 山	23 	14 	11 	2
34 山	27 山	22 	15 	10 	3 山
33 山	28 山	21 	16 	9 	4 山
32 山	29 山	20 	17 	8 	5 山
31 山	30 山	19 	18 	7 	6 山

- | | | | |
|--|-----|--|-------|
| | 大山田 | | 紫本田 |
| | 陶小田 | | 社田 |
| | 山小田 | | 小山田 |
| | 池後田 | | 今出池心田 |
| | 池心田 | | 今出山口田 |

註 山は康平4年坪付（平安遺文970号）による。

第1表 多紀郡東寺領田地 (承和12)

田地	44町	140歩	田林 9町 野林 35町	144歩
池	1 処 (堤 70丈)			

ている。

民部省符 丹波国司^①

永施入東寺田地肆拾肆町佰肆拾歩 在多紀

郡 墨田玖町壹百肆拾肆歩 池壹処堤長七

十丈 野林參拾伍町

四至 東限公 西限湖山峯
南限川 北限大山峯

河内郷地一条三大山里 (下略)

第一表に表示したごとく、ここに示された田地四四町余は墨田九町余と野林三五町の組合であつて、この地は七〇丈の堤によつ

て造成された池とあいまつて再生産の条件をととのえていたものと考えられる。

いま、この「池」について注目したいのであるが、これは河内郷地一条三大山里に存したと推定される。すなわち、右の大山里の坪付にみえる耕地に付せられた地名を条里図の上に復原してみたものが第一図である。ここで、大山田が一・二・一〇・一一・一二・一三の各坪に、また山小田が八・

一七の各坪にというように同一地名の耕地がそれぞれ一個所に集中してあらわれるのであるが、ここで特に注意した

いは、池心田が一四・二三の両坪にあらわれ、それに南接した九・一五・一六・二一の各坪に池後田がみえることである。これは明らかに一四・二三の両坪にわたる一個の池を中心にした田地の構成と、それにもなった地名のあり方を示しているのであつて、ここから、平安時代以来の大山莊耕地が灌漑用の池をとまうものであつたことを推定しうるであらう。後述するように永仁三年(二九五)

の大山莊下地中分状は本稿でとりあげる大山莊の一井谷を「池尻村内一井谷」と記している。そして現在、一印谷と小さな丘陵をへだてて東接する谷あいの地を「池尻」といい、そこにある灌漑用池を「池尻池」と称している。「池尻」はおそらく右の坪付の「池後」^{ジツ}から来たと考えられるのであつて、こうした地名の由来からいっても、この地に存する耕地がもともと「灌漑用池」ときりはなせない関係にあつたことをよく物語っている。平安時代の大山莊開発の最初の拠点は大山莊域にひろがる谷々のうちでも、特にこの池尻の谷に比定することが可能である。

こうして承和の施入以来、この地の開墾がすすめられていった。延喜二〇年(九二〇)の右大臣藤原忠平家牒によ

第2表 多紀郡東寺領田地（延喜20）

田地	46町4反156歩	田野 11町4反56歩 林野 35町
池	2処	

るとその事情は次のごとくである。
 右大臣家牒 丹波国衛^⑧

欲任 （旧舎遠阿） 東寺伝法料田地肆拾陸町肆段伍拾陸歩

在部下多紀郡 東限谷田 西限大山峯 南限加 北限大山峯

牒、得彼寺伝法供所陳狀云、件田地（中略）以去承和十二年申下
 官省符於在地國、為伝法料已了。仍建立庄家、勘納地利。就中、
 墾田十一町四段五十六歩、林野卅五町、池二処、其林野之地、逐
 年亦加墾（下略）

ここでも、田地は墾田（既墾地）と林野（開墾予定地）の

集合を意味し（第2表）、そして林野は「逐年亦加墾」といわれ、池は二処にふえてい
 る。先に大山里の池につきみたが、ここで
 康平四年（一〇六一）の坪付にみえる有防独
 条一山寺里の池の状態をみてみよう^⑨（第二
 図）。八坪の池に接して五坪に池田がみえ、
 七坪に隄田がみえる。この隄田は池に接し
 ていることからみておそらくは堤田であつ
 て、ここから、山すその自然の傾斜を利用
 して、南側を人工の堤で塞ぎとめて造成し

た灌溉用池の存在を復原することができよう。先に
 みたように大山里の池にも七〇丈の堤が付属していたらし
 く、山寺里と同じ事情がうかがわれる。戸田芳実氏の研究
 が指摘するような耕地の不安定性は、この大山の地におい
 てもみることができよう。条里の坪付を検討していけば、以
 前の耕地が数十年のうちにいぢめん山になった事例などい
 くつも指摘できる。放置された耕地に灌木が生い茂り、山
 と見わけがつかなくなるのにそれ程の年数を要しなかつた
 であろう。このような不安定耕地の克服に、来たるべき中
 世村落の歴史的課題の一つが存したのである。
 永仁三年（一二九五）にこの大山荘下地は荘園領主東寺と
 地頭の中沢によつて中分されることになった。このとき作
 成された大山荘下地中分状は本稿で考察する一井谷の四至
 を次のように記している。

一、池尻村内一井谷拾肆町肆段拾代畠參町




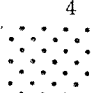

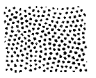

四至 北限峯ノ横道、東ハ龍勢ノ峯々ヲ南ヘ経、基ノ切立勝示畢。

勝示ヨリ少田東端々ヲ南ヘ谷河ヘ切。南ヘ谷河ヲ長内ノ尾崎

ヨリ峯々ヲ、西ヘ東桂越ノ峯ヲ先生ノ畑頭ノ峯ヘ切。畑頭ノ

峯々ヲ横道ヘ切。

第2圖 山寺里地名復原圖

36 山	25 山	24 山	13 山	12 山	1
35 山	26 山	23 山	14 山	11 山	2 
34 山	27 山	22 山	15 山	10 	3 
33 山	28 山	21 山	16 山	9	4 
32 山	29 山	20 山	17 山	8 	5 
31 山	30 山	19 山	18 山	7 	6 山



谷



墓廻



墓



池田東圭



隈田



池



山本田

此内田地拾肆町肆段拾代島參町

ここに記された四至を現在の一印谷部落の境界線と比較してみるならば、両者が七百年近くをへだてて完全にといい程一致している事実を発見しうる。中世の一井谷の北限をなした「峯ノ横道」は現在も木ノ部部落から山の尾根に出て大山の北を横ぎって夏栗山・黒頭峯へ登る尾根伝いの山道をさすこと疑いなく、東側の「龍勢ノ峯々」というのは一印谷と池尻・町ノ田をへだてる丘陵の峯々であつて、現在でも一印谷の境界線はその南端に位置する標高二九六・五米の三角点の位置から真直ぐ西へ山を下つて村道へ出、そこから再び南下して通称「谷河」へいたる。三角点から西へ山を下つた山すそ、すなわち「基」へ勝手が立てられたことを中分状の記載から推定するのは容易であらう。そして、この勝手の地点から谷河へ南下する境界の東側に現在でも町ノ田部落に所属する田地が存在し、中分状の「少田東」という記述に一致する。二一〇米の等高線に沿つて一印谷の出口のあたりには三筋にわかれた帯状の窪地がはしつており、そこを谷河が流れて、自然の境界を形づくっている。一番南の帯状窪地と一印谷の西側にはしる

丘陵の先端が互いに接する地点を現在「名残地^{ナゾチ}」と称するが、これが中分状に「長内」と記され、その尾崎(「尾根崎」)より峯々をつらぬいて現在も境界線が走っている。一印谷からこの峯々を横断して高倉部落へ出る山道が現在二本あり、奥のものを「上坂」、手前のものを「下坂」と称している。この「上坂」への登り口の右手山すそに蛭子神社があるが、それを更に登つたところが現在の「とげ」であり、中分状に「東桂越」と記されている。永仁の中分線はこの「東桂越ノ峯」をつらぬいて、更に北上していたが、この中分線が上坂をこえて先の「横道」にいたる間に現在「千両畑」と称する一帯がある。この「千両畑」は地形的にみて、中分状が「先生カ畑」と記すものの転訛と考えざるをえない。②かくして、中分状が記す一井谷の周囲を一廻りする境界線が完成し、それが現在の一印谷の境界とほぼ完全に一致している事実を読みとりうるのである。中世の一井谷は標高三、四百米内外の峯々によって北と東西の三方をとりかこまれた山間に南北に長い自然の傾斜地をもつてひらけていた一個の谷であり、南北約一・五料にわたるこの谷の耕地の海拔は奥が約二五〇米、出口が二〇〇米内外で

その標高差は約五〇米の地形を示している。

永仁三年の下地中分によって、領家方に編入された大山荘内の地域はこの一井谷とそれに西田井村・賀茂莖の三カ所であった。西田井村は別に考察したとおり、現在の大山下・東河地・明野の地域にあったのであるから、両者は直線距離にして約二料半のへだたりをみせている。⑧中分状は先の一井谷四至の記載に基づいて、賀茂莖と西田井村を次のごとく記している。

〔一頁〕
□賀茂莖谷田壹町捌段參拾伍代

一所

廿代 二反 三反 一反卅代 一反卅代 十代 一反廿代

二反 一反廿代 十五代 三反 一反卅代

已上壹町捌段參拾伍代

一、西田井村内田捌町柒段伍代畠貳町

四至 北限宮田堺、東ハ河限テ北ヨリ壹町繩手ヘ切、繩手ヲ西

ヘ岡三郎カ家ノ西ニ立勝示畢。南ハ宮ノ北ノ參町繩手ヲ限、西

ハ立勝示畢。

此内田捌町柒段伍代畠貳町也。

并田貳拾伍町畠伍町

ここで注意したいのは、(1)西田井村が一井谷と同じく、四

至に限った地域的なまとまりをもつ村落であったこと、(2)

これに対し、賀茂莖があわせて一町八反三五代のいくつかの耕地片の集合であったということである。賀茂莖の旧域については現在のところ不明であるが、いずれにせよ、これが一井谷にも西田井村にも属さない大山荘内の一地域であって、その耕地片のみが東寺の領有下に編入されることになったのである。田地二五町、畠五町、それに若干の山林が東寺領になったのであるが、島田次郎氏の推定によると、この時の地頭中沢の手に残った部分は、恐らくその三倍以上の面積の土地であったという。⑨その根拠はかならずしも明らかでないが保安三年の官宣旨に「大山庄田陸拾町外加納公田貳拾余町」とあることからみても、またその地形的条件からみても島田氏の推定は正しいものと考えられる。とするならば、永仁三年の下地中分によって再編されることになった東寺領丹波国大山荘というのは圧倒的な面積を占める地頭領にとりかこまれた三つの嶋のごとき存在であったことが推定される。もともと、一井谷と西田井村はともかくも一個の地域全体であったろうし、賀茂莖は単なる耕地片の集まりにすぎなかったのではあるが。

中世の西田井村がその自然的・歴史的条件に制約されて、農業生産力の特に低劣な村落であったことは前稿^⑧でくわしく述べたことであるから、ここではくりかえさない。一井谷が西田井村にくらべ、より安定もし、かつ典型的な中世村落であったこともその際ふれておいた。西田井村が同じ大山荘内にあっても、篠山盆地の平坦部につらなる一劃に位置し、繩手によって境域を区切られるものであったのに反し、一井谷は三、四百米内外の峯々の間に狭小な可耕地をともなつて流れ下る大山川の上流地域の各所にひらけるいくつかの谷々の一つであつて、その立地条件は西田井村にくらべ、はるかに山間村落としての性格をこくしている。

一井谷の内側に立つて、さらにこの谷全体を見渡してみよう。その東側は龍勢の峯々がいくつもつらなり、西もまた長内の尾崎からはじまるいくつかの峯が、東桂越の峯から、さらに畑頭の峯々へつづいて、それらの峯々が重なり合うところ、一井谷の内部に数多くの小谷をつくり出すことになつてゐる。いま文保元年（一二二七）の大山荘内検取帳^⑩に記された一井谷の地名を順番に列挙してみる。

れんくわう谷口、行恒上、井の上、お田かき、小西谷、西谷口、

第3表 一井谷の地名・人名

名	人	名	地
夫内	大平	豆谷	1 小豆谷
な夫	夫おは	西家	2 コ谷
近門郎	夫大	名敷	3 西家
三助	夫大	谷名	4 大右
郎泉夫	夫大	田名	5 近屋
大	夫大	神敷	6 右芋
兵衛	夫大	谷名	7 芋ハ
衛	夫大	田名	8 堀ハ
所	夫大	神敷	9 下天
所	夫大	谷名	10 坊屋
所	夫大	内名	11 西ノ
所	夫大	谷名	12 里ノ
所	夫大	西名	13 西ノ
所	夫大	谷名	14 小ノ
所	夫大	恒名	15 行ノ
所	夫大	上天	16 上ノ
所	夫大	天	17 上ノ

かくれ谷、西谷、小豆谷、さいのまゑ、法師丸、ほり田の口、ほり田、いも谷、なかれを口、大谷口、

文保元年（一二二七）の地名の多くを現在でも一井谷の内部にひろうことが可能である。「れんくわう谷」は中世の文書にはまた連光谷・レコ谷とも記されるが、現在の人は「猫谷」という。一井谷の東側、龍勢の峯々の南端近くに位置する。それからやや北上して「小豆谷」、ずっと奥に「かくれ谷」があり、一井谷の西側には上坂の南の傾斜地に「いも谷」と「堀田」があり、下坂の登り口の左手が「西谷」である。「法師丸」は一井谷の中ほどにあつて、現在「星丸池」が存在する。「さいのまゑ」は現在も一井谷への入口に立つ「才の神」＝道祖神のあたりの田地であ

① 数字は内検帳記載順位。
 ② 永享9年大山荘内検帳による。

ろうか。「大谷」は星丸池の裏側にその名を残している。

第三表は永享九年の大山莊内検帳^⑩に記載された地名・人名の一覧であるが、ここに「名」「屋敷」「垣内」などがならんでいることに注意されよう。これらの多くは当時すでに本来の実態を失い、たんなる地名に化しつづつあつたであらうが、そこに小豆谷・芋谷・西谷などとならんで「レコ谷名」などという名称がのこつており、かつての名がこつた小谷ごとに散抛していたことを推定させるかのごとくである。

中世の一井谷にかんする以上のような検討から、ここが山間村落として、近世の大規模な灌漑工事によつて冲積平地の広範な新田開発が可能になる以前の社会段階^⑪、中世における最も安定的かつ先進的な耕地となりうる地形的条件を備えていたことを結論しうるであらう。しかし、中世社会における最も先進的な耕地の造成と維持についてはさらにくわしい検討が必要である。永享六年(一四三四)の大山莊早損^⑫下地注文をみると、

大山莊当年干損下地注文

合

一、一井谷分法師丸より上へ三分一損計見へ候。

一、西田井分当年開分三丁五段分、非新田加定、毛少候と見へ候。共、いははと候も不存候。反別七八升一斗計つたるへく候。

一、畠方へ 皆荒に候。

右、此分見へ候。早々けん使御下あるへく候。

永享六

九月廿七日

とある。ここで一井谷耕地が法師丸を境にして二分され、早損にさいし法師丸より上が三分一損、下が半損と記されている。つまり早害の程度が法師丸を境にして上と下とで異つていたのであり、これが両地域の耕地の条件の差に由来することはうたがいのないところである。しからば何が両地域の耕地の条件の差をもたらしていたのであるか。

先にもふれたように一井谷のやや奥まった一劃、二二〇米の等高線のすぐ内側に現在「星丸池」と村人が称する一個の灌漑用池があつて、地理調査所の二万五千分一の地図にもはっきり記されている。ここで大山莊の田池と灌漑用池との平安以来の結びつき、それに、この一井谷が永仁の下地中分状に「池尻村内一井谷」と称されていることなどを考えあわせればこの「池」がむかし「法師丸池」と称さ

れて存在したこと、そして、これこそが中世の一井谷地域の耕作条件を法師丸を境にして二分していた最大の要因であつたと考えられるのである。一井谷の耕地の主要部分はおそらく、平安時代以来、池がかりの形態をともなつて造成されて来たと考えなければならぬ。

同じ頃の百姓中申状によると大風・長雨の年の損亡の状態が次のように記される。

御損毛申候事、谷田奥へハ三分二(損)そん、さと方へ半そん、此通を御(扶持)ふち候て有候ハ、畏入申候へく候。(中略)当年事ハ度々の大風又(長)な(雨)かあめ(損)ふり候て、いね(損)そんし候事其かくれなく候。

とある。ここに谷田とあるのは一井谷の田地のことである。ここでは一井谷の田地は奥と里方に二分されている。地形から考えて、この奥というのが法師丸池より上を、里方とというのが下を指すものであることは間違ひなからう。一井谷の田地を奥と里方に二分している例をいま少しく挙げておくと、享徳元年九月一八日の一井谷百姓中申状には、

就其、おく(奥)多(里)半分の御下地ニ御免分三分二損可有之。又さとへより半分の御下地半損の分御免候へてハかなうましく候。さ候間いそぎ御道やり候て可有候。おそく(刈)かり候へハ在々とりあらし候

へはいよ／＼公方様又御百姓等も損にて候へハ急可被懸御意候。

(下略)

享徳元

九月十八日

いちいん谷

御百姓中

とうし
御公文所

まゐる

とあり、同年一〇月二日の申状には、

作毛事外なる事にて候間、四分一にてハ百姓等かんにん申かたく候。先度申上候ことく谷々ハ三分二損、下ハ半損ニ給候へてハかない候ましく候。(下略)

とある。一井谷耕地が「奥」と「里方」に二分され、その境に「法師丸池」が存したことは以上の考察によつてほぼ明らかであろう。ところで、一井谷の百姓等が「奥」と「里方」にわけて日照ならびに長雨(大風)の年に要求した損免率を比較してみると第四表のようになる。この表からまず第一に、「里方」耕地についての損免要求率が日照・長雨(大風)の双方を通じて五〇%という比較的安定した数値を示しているのに対し、奥は三三%から六七%まで変動が激しくなっており、「里方」耕地が「奥」耕地に比し、より安定的な耕地であつたことがわかる。ここでは損免率

第4表 一井谷損免要求率

	里方	奥	年度
日照	50%	33%	永享 6 (1434)
長雨(大風)	50%	67%	?
?	50%	67%	享徳 1 (1452)

註 13・14・16・17参照。

もので、とりもなおさず、ここが排水の条件のとのわな
い、劣悪耕地であったことを示すのである。

中世耕地にかんする一般的理解からすると、中世の沖積
平野は河川の氾濫原であつて、その低湿性の故に生産性が
低く、逆に山よりのいわゆる山田・サコ田・棚田の方がよ
り安定した耕地であつたことになっている。そういう点か
らいえば、一井谷の耕地はすべて中世における先進的かつ
安定的な耕地の典型とすら考えうるのであるが、右に述べ

しかわからないから、土地生産
力の数値を直接には比較しえな
いのであるが、「里方」耕地が

「奥」耕地に比し、絶対数値の
うえでも生産性の高いものであ
つたと考えることができる。第
二に「奥」耕地の被害が日照の
年には比較的軽く、長雨の年
には大きかつたことが注意されよ
う。これは「奥」耕地が日照に
強く、水に弱かつたことを示す

たような一井谷耕地のあり方は、このことをさらに具体的
に考える必要があることを示すものである。

一井谷における「奥」耕地と「里方」耕地の条件の差は
「法師丸池」の存在ときりはない関係にある。ほぼ標
高二二〇米の地に造成された法師丸池は、そこから下方に
ゆるやかな傾斜を示してひろがる階段状の里方耕地を灌水
していたのである。こうして中世の一井谷耕地が法師丸池
を境にして「奥」と「里方」という二地域に区分され、
「里方」耕地が「奥」耕地よりもはるかに安定していた事
実は、この「里方」耕地の安定化が池の造成・維持とも
にあつたことを示すのみならず、さらに具体的に「里方」
耕地がたんなる自然湧水の利用にとどまらずして、溜池灌
漑によつて、適温による灌水をうけるものであつたこと、同
時に池の造成そのものが、大山川へつながらこの地の排水
施設の整備をとまなうものであつたことなどを考えさせる
のである。ここには溜池をとまなう灌排水施設の村落の規
模による組織的な整備、それによる適正な温度の灌水とそ
して排水とがみられるのであり、これが一井谷の内部にお
いても特に「里方」耕地を中世の最も安定的な耕地たらし

第5表 一井谷耕地保地状況

地名	面積	大谷	小谷	保地	有地	状況	小谷	畑地	井の上	行恒上	谷口	谷
内松 庄 源	0.45	0.20	1.00	1.00	2.00	2.00	1.00	1.00	1.00	0.25	1.15	1.00
内松 庄 源		0.30			1.00	1.00	1.00	1.00	0.05	0.45	1.00	0.25
内松 庄 源			1.00		0.20	0.20	1.00	1.00		0.05	0.05	0.05
内松 庄 源				3.35	1.25	2.00	1.00	1.10				
内松 庄 源				0.40	1.25	2.00	1.00	1.10				
内松 庄 源					4.35	2.25	1.00	1.10				
内松 庄 源					2.00	0.30	1.00	1.10				
内松 庄 源					1.25	1.40	1.00	1.10				
内松 庄 源					1.10	2.00	1.00	1.10				
内松 庄 源					1.05	0.10	1.00	1.10				
内松 庄 源					7.05	1.05	1.00	1.10				
内松 庄 源					1.00	1.05	1.00	1.10				
内松 庄 源					1.25	1.05	1.00	1.10				
内松 庄 源					3.00	0.25	1.00	1.10				
内松 庄 源					2.00	0.25	1.00	1.10				
内松 庄 源					6.45	0.25	1.00	1.10				
内松 庄 源					2.00	0.25	1.00	1.10				
内松 庄 源					3.00	0.25	1.00	1.10				

① 文保元年十月日大山荘内松取帳による。(百合文書や七十三)
 ② 0.10のごとく記したものは「さうてんのふん」。単位は反・代

めた要因であったといえる。中世の一井谷耕地は互いに孤立し分散する小谷ごとの小耕地のみによって構成されていたのではないことに注意したい。最初に述べたとおり平安時代にはじめて東寺に施入せられた多紀郡の田地四四町一四〇歩というのは墾田九町一四四歩と野林三五町の複合体であつて、田地は墾田＝既墾地と野林＝開墾予定地との両者をふくんでいた。野林は開墾予定地として設定され池と堤とをともないながら「其林野之地、逐年亦加墾」といわれる

ごとく、開墾への努力が積み重ねられていったのである。平安時代を通じて大山荘田はきわめて不安定であつて、開墾と荒廢をくり返しながら漸次、安定化への努力が払われていったものと推定される。中世の一井谷における「里方」耕地の安定化は、平安時代以来の安定耕地確保のための以上述べたような努力の結果としてもたらされたものであつて、そこには溜池をともなう灌排水設備の村落的規模による確保と整備を軸とした改良耕地の造成が進行していたといえよう。かかるうごきは平安期から鎌倉・室町へかけて展開する農村史の一つの基盤であり、ひいては、日本の封建制形成の一つの底流をなすものであつた。第五表は文保元年の内検帳によつて一井谷における百姓等の田地保有の狀態を示したものである。各人の保有地が相互に入り組んで、散在性が著るしいことが看取できるであろう。一井谷の百姓等が互いに隔絶された生活を送ることができず、相互に深く関係しあい、村落としての結びつきを強めていたことの原因の一つがここにも存する。

大山荘一井谷の平安から鎌倉・室町へかけての農村史の展開の基盤となつた一井谷の村落結合が、明瞭なかたちで

姿を現わしている一つの例として、文保二年六月二二日の大山荘一井谷実検注文を紹介しておこう。¹⁵⁾この実検注文が作成されるにいたつた事情については後にくわしく検討するが、これは一井谷における年貢の百姓請が成立した直後というやや特異な時期につくられたものであり、その文書様式もまた通常の実検注文に比し、不完全とも特異ともいえるものである。いま巻首と巻末を摘記すると次のごとくである。

〔端裏書〕
「大山庄斗代注文」

(紙継目裏花押)

実才注文 文保二年六月廿二日

合

明善五段册代内

上田二段廿代 分米三石八斗
中田二段十五代 一石三斗一升一合
下田一段五代 四升五合

(略押)

已上 三石六斗六合内

井科五升八合除
定米三石五斗四升八合

右馬尉八段廿代内

上一段卅代 分米一石二斗
中二段卅代 分米一石五斗二合
下三段十代 分米一石四斗四升

(略押)

己上

井科除
定米四石六斗四合

(中略)

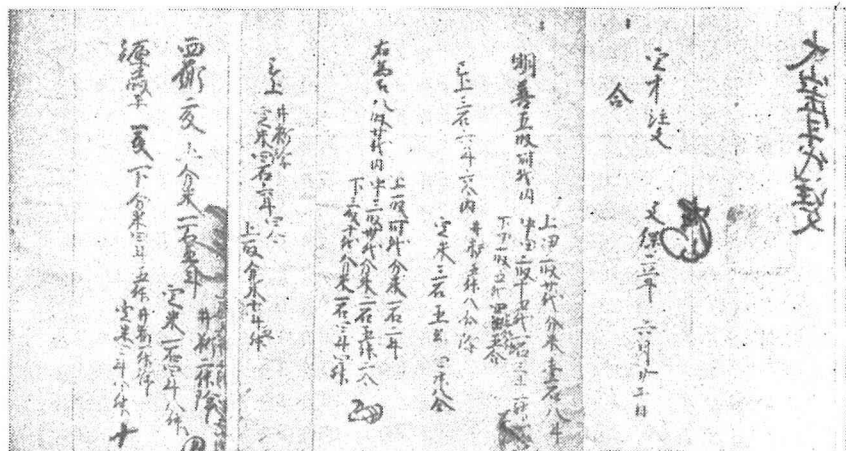
大山荘一井谷の平安から鎌倉・室町へかけての農村史の

西願二段

上分米一石五斗 井科二升除之
定米一石四斗八升

(略押)

(紙継目裏花押)



文保二年六月廿二日 大山荘一井谷実検注文(巻首・巻末)
(京大影写本)

源藤平一段 下分米四斗五升 井科一升除之
定米四斗四升 (略押)

要するに、この実検注文は明善から源藤平にいたる二一人(内に「御内作」と記されるものをふくむ)の百姓等の各人ごととに、その保有田数、上・中・下田の内訳とそれぞれの分米、分米合計、井料控除分、定米等を記したただけのものであって、巻首の第一行に「実才注文 文保二年六月廿二日」、第二行に「合」と付す以外には何も記されておらず通常の实検注文が巻末に、一定の文言を付し、さらに日付と檢注担当者の署判を加えるという形式をとっているのに比し、文書の形式がととのわず、不完全なままの草案かとも思えるのである。たしかにこの実検注文には、実検にあたった実検使や代官等の領主権を代表しての署判を欠くのであるが、そのかわり、二一人の百姓等がそれぞれの記載分の下にみづから署判を加えて、一人一人が全体のなかで、その記載の正当性を確認するという形式をふんでいる。そしてその田数合計を算出すると八町一反二〇代になるのであって、このときの一井谷年貢百姓請の契状^④に記された田数八町一反三〇代とほぼ一致し、これが書きかけの途中でそのまま放置された実検注文ではなく、不完全のようにみえな

第6表 文保2年実検明細

	(A) 田 数	(B) 分 米 (C+D)	(C) 井 料	(D) 定米(B-C)
明善	5反40代	3石 6斗 6合	5升 8合	3石 5斗 4升 8合
右馬尉	8反20代	(4石 6斗 9升 2合)	(8升 8合)	4石 6斗 4合
平庄司	6反35代	(3石 6斗 8合 9升)	(6升 7合)	3石 5斗 7升 2合
二郎庄司	1反25代	8斗 5升 5合	1升 5合	8斗 4升
二郎才才	1反	5斗 7升	(1升)	5斗 6升
藤太夫	2反20代	(1石 4斗 6升 4合)	2升 4合	1石 4斗 4升
平官主	1反15代	(9斗 2升 1合)	(3合)	9斗 1升 8合
惣官	2反25代	1石 6斗 5合	2升 5合	1石 5斗 8升
御内作	7反25代	4石 7斗 1升 9合	7升 5合	4石 6斗 4升 4合
さこの次らう	2反25代	1石 6斗 5合	2升 5合	1石 5斗 8升
弥五郎入道	3反 5代	1石 5斗 9升 9合	3升 1合	1石 5斗 6升 8合
道願	7反 5代	4石 8升 3合	7升 1合	4石 9斗 1升 2合
さい官主	1反10代	5斗 4升	1升 2合	5斗 2升 8合
源内	3代15代	(2石 3升 7合)	3升 3合	2石 4合
平内	7反10代	4石 2斗 3升 6合	7升 2合	4石 1斗 6升 4合
与一庄司	5反25代	3石 6斗 2升 1合	5升 5合	3石 5斗 6升 6合
進平次	4反20代	3石 1斗 2合	4升 4合	3石 5升 8合
進示太郎	2反	1石 4斗 1升	(2升)	1石 3斗 9升
執行	5反	3石 3斗 9升 4合	5升	3石 3斗 4升
西願	2反	1石 5斗	2升	1石 4斗 8升
源藤平	1反	4斗 5升	1升	4斗 4升
計	(8丁1反20代)	(49石 6斗 9升 8合)	(8斗 8合)	(49石 7斗 3升 4合)

から、実は完成された注文であることを示している。影写本から判断するとその筆跡はきわめて幼稚かつ粗野なものであって、判読すら容易でない部分がある。そのただどしい筆づかいから、これがふだん字をかいたことのない百姓の手になるものであることが明瞭である。年貢の百姓請を成立させて、荘園領主権の干渉を最大限に排除しつつ、一井谷の百姓等はこのとき、村落の共同体的結合を背景にして、彼等の手で実検を行なっていたのである。右の珍らしい実検注文はこうした百姓等の村の歴史の一つの頂点を示す歴史的な記念碑である。⁸⁶⁾

第六表は右の実検注文に記されたうち、各人の保有田数と年貢額とそこから差しひかれる井料、定米等を整理したものである。(A)欄は各人の保有田数であり、これは上・中・下田の三者から構成されている。(B)欄は分米と記されたものであるが、その算出

の基準は各人の保有する上・中・下田のそれぞれに賦課される年貢の合計額である。(C)圃は各人の負担する井料、(D)圃は東寺へ納入される定米である。さて、この井料の額は田品のいかんをとわず、ここでは段別一升の割合で計上されている（右馬尉・平官主は例外）ことがわかるであろう。この実検注文を作成して、一井谷百姓等は保有田積一反につき一升の割合で井料を負担することに決めたのである。彼等が共同で負担することにきめたこの井料が一井谷耕地の改良と安定化のために計上されるべきものであったことを考えるならば、これが主として前述の法師丸池以下のこの谷の灌排水施設の整備のためのものであったことはいうをまたないであろう。ところで、ここに問題になるのは、法師丸池以下の灌排水施設の整備によって直接的に恩恵をこうむるのは「里方」耕地のみであって、「奥」耕地にその恩恵がおよぶことはないと考えられる点である。通常、池の整備費負担は池がかりの地の保有者の共同負担という形をとると思われるがここでは村落全体の共同負担になっていると考えられる。^⑨このことは「池」の公共性の強さと、村落の共同体的機能の大きさを示す現象である。しかも、

この井料（C）は莊園領主東寺との交渉によって、一井谷百姓等がみずから負担すべき年貢（B）のうち一定部分の村落の手による控除を認めさせたものであって、一人一人の百姓の年貢負担額（B）はそれぞれの保有田の田品と田数にのみ依存するのであるから、その行先が純然たる東寺への年貢（D）であろうと、あるいは村落の管理になる井料米（C）であろうと負担額（B）そのものに変化はないのである。

しかし、ここでは、法師丸池以下の灌排水施設の整備が、その恩恵を直接うける池がかりの耕地の保有者だけの共同負担という形をとらず、それをこえた村落の規模の社会的結合体の仕事として遂行されているという事実注目させられるだろう。つまり、灌漑水系の整備と維持という仕事は、ここではそれを利用するものとしなくても同時にふくむにもかかわらず、あるいは利用度がことなるにもかかわらず、村落全体の仕事としてきわめてパブリックなたちで運用されているのを見ることができ。では、どうして、このようなことが可能であったのか。もちろん、村落が村落としてのまとまりをもって遂行しなければならな

った多様なかたちでの活動のもつ比重がきわめて大きく、その全体の仕事の大きさが、灌漑施設整備についてのある種の不公平のみこんでしまう程のものであったことを推測させるであろう。中世村落民の共同体的結合への依存は、彼等のおかれた自然的ならびに社会的条件によって直接に強制されていたはずである。たとえばそれは一井谷百姓が「当所の事ハ一夜もし、さるおおわてはかなわす候処お、大勢御座候間、恐申候て、此四五日守おも不仕候」といって被害の激しいことを訴えたことにもあらわれているのではなからうか。こうした事情は時代をさかのぼるほどひどかった筈であつて、農耕生産の安定化のために村落が支払わなければならなかつた努力は想像以上に大きく、自然もまた実に苛酷であつたと考えねばならない。一井谷の村落としてのまとまりを要求していたのは自然だけではない。本節で明らかにしたような一井谷地域の内部でどのような村落生活がくりひろげられていたのか、節をあらためて社会的・政治的な側面から、この村の実態を考えてみよう。

- ① 承和十二年九月十日民部省符案（平安遺文七七号）以下。
 ② 延喜廿年九月十一日右大臣藤原忠平家牒（平安遺文二一七号）

③ 康平四年七月日 丹波国大山庄坪付案 平安遺文九七〇号
 ④ 戸田芳実「中世初期農業の一特質」(『国史論集一』所収)。
 ここでくわしく検討はできないが、耕地の不安定性を如実に示す一例として、康平四年(一〇六一)(A)圖 数字の単位は反

味淵里開墾状態(康平四)(A)

36 山	25 山	24 山	13 山	12 山	1
35 山	26 1,216	23 4,000	14	11 山	2 山
34 2,144	27 1,072	22 8,020	15 9,000	10 山	3 山
33 山	28 3,000	21 3,084	16 4,106	9 2,172	4 山
32 山	29 0,180	20 山	17 山	8 山	5 山
31 山	30 山	19 山	18 2,000	7 山	6 山

味淵里開墾状態（康和四）（B）

36 B 7.00	25 山	24 B 3.40	13 山	12 A 4.00 A' 0.20 B 1.00	1 A 4.40
35 B 14.20	26 山	23 A' 0.40 B 7.00	14 山	11 A' 1.20 B 6.00	2 A 2.20 A' 2.00 B 1.00
34 B 9.00 B' 1.00	27 山	22 B 9.00 B' 1.00	15 B 3.00	10 A 4.00 A' 6.00	3 A 3.00 A' 1.00 B 5.00
33 B 10.00	28 山	21 B 2.00 B' 5.00	16 A 1.40 B 4.00 B' 1.00	9 B 8.00	4 A' 1.00 B 4.00 B' 1.00
32 B 18.00 B' 2.00	29 山	20 A' 2.00 B 2.20 B' 2.00	17 A 1.30 B 7.10	8 B 7.00 B' 1.00	5 B 3.00
31 A' 3.00 B 7.00	30 A 1.10 A' 3.00 B 6.00	19 B 15.00 B' 5.00	18 A' 1.00	7 A' 0.40 B 7.00 B' 2.10	6 B 4.00

・歩）と康和四年（一一〇二）（B）圖 A 現作田 A' 年荒 B 畠作 B' 畠荒を示す。単位は反・代）の大山莊味淵里の開墾状態を比較しておきたい。康平四年の「山」が多く耕地化しているのと同時に、以前の耕地が康和四年に「山」と記されて、灌木の生

い茂った自然の状態に逆もどりしたことを推測させている。なお、味淵里は「味淵神社」の現存する現在の「天内」附近に比定されよう。

⑤ 永仁三年三月八日 大山莊地頭中沢基員分田坪付注文案 大日本古文書東寺文書に四一号（以下「東寺文書に四一号」のごとく記す。）

⑥ この「下坂」へ通ずる山道が、峠をこえて、高倉部落をそのまま横断し、黒頭峯へむかう途中に「おくかつら」「くちかつら」と呼ぶ急峻な谷間がある。中分状の「東桂越」はこの「おくかつら」に対する「東桂」だったとも考えられる。

⑦ 明治十七年の村誌によると一印谷・高倉の両村にまたがって、千丈畑・千畳畑がある。現在の「千両畑」、中分状の「先生カ畑」であろう。

⑧ 拙稿「中世村落における灌漑と錢貨の流通——丹波国大山莊西田井村——」（『兵庫史学』二七号）

⑨ 島田次郎「建武の政変」（『日本歴史講座』第二卷二七二頁）

⑩ 保安三年六月九日 官宣旨 平安遺文一九六三号

⑪ 文保元年十月 日 大山莊内檢取帳 東寺百合文書（や七一）

⑫ 文保元年十二月 日 大山莊内檢帳 同文書（や七一）

⑬ 永享九年十一月十二日 大山莊内檢帳、東寺文書に一六六号

⑭ 永享六年九月廿七日 大山莊早損下地注文 東寺文書に一六〇号

⑮ （年末詳）九月廿九日 大山莊百姓申状 東寺百合文書

(ノ三四—四〇)

⑮ 一井谷の田地を西田井のそれに対して「谷田」と呼んだ例は多いが、一井谷八町二段卅代、西田井四町七段卅代、合計十三町卅代の田数を記した応安四年正月廿六日大山荘田数并年貢名寄帳案（東寺文書に一九号）もその一例である。

⑯ 享徳元年九月十八日 大山荘一井谷百姓申状 東寺百合文書（ノ三四—四〇）

⑰ 享徳元年十月二日 大山荘一井谷百姓等申状 東寺百合文書（ノ三四—四〇）

⑱ 文保二年六月廿二日 大山荘一井谷実檢注文 東寺百合文書（ノ四一）

⑲ 文保二年六月十四日 大山荘一井谷百姓等起請文案 東寺文書に七号

⑳ もっとも、この実檢注文の紙継目毎に莊園領主側の裏花押があるがこれは注文が東寺へ運ばれた後、元応元年一〇月に付されたものであって、実檢注文が領主への年貢納入を保証するためのものであるという本来の性格からして、むしろ当然である。

㉑ 中世村落の灌漑については拙稿「日本中世の労働編成」〔日本文史研究〕五六号を参照されたい。

㉒ （年未詳）八月十二日 大山荘一井谷百姓等申状 東寺文書に一一七号。こうした獣害対策は個々の農家によるよりも、村落の共同の作業によって遂行されることが多かったであろう。

今堀日吉神社文書所収の享徳二年卯月廿日鹿之垣之日記（同文書三・四）には合計八十六の番が結成され、これが一九番、二

五番、四二番の三グループにわかれて、鹿垣を作成して獣害に対処したことが示されている。

三

庄倒的な地頭領にとりかこまれた鎌倉後期の東寺領丹波国大山荘の三つの地域のうちの一つ、大山荘一井谷で文保二（一二二八）年六月一四日に年貢の百姓請が成立した。年貢の百姓請というのは一般に土一揆とならんで中世における村落結合の存在を最も鮮明なかたちで歴史の表面におしだした一個の政治的達成であるから、一井谷の場合についても、この年の百姓請成立の諸側面を多角的に究明することにより、村落の構成員達の性格をより深く把握することが可能である。

(A) 請申 東寺御領丹波国大山荘一井谷百姓等御年貢斗代事^①

合八町壹段参十代内

上田参町三反 段別七斗五升

中田参町貳反 段別五斗七升

下田壹町六反卅代 段別四斗五升

右御領者、以下地被切進寺用足之時、段別一色石代旨被定之畢。

雖然損亡之時、就申入子細、被下実檢使之間、云地下云御寺、非無其煩、仍任百姓申請、所被定上中下之斗代也。然者、於向後者、不依旱風水之損亡、自元為京庫納之上者、毎年十一月中に可令運上寺庫者也。更寄事於左右、雖為一塵、不可致未進懈怠、若自今以後、背此儀申子細者（以下起請文略）、仍起請文状、如件。

文保二年六月十四日

右馬尉（略押）

平庄司（略押）

次郎庄司（略押）

明善（略押）

この百姓請の成立が一井谷の村落生活のうえに与えたであろう画期的な意義を明瞭にするため二、三の数字をあげてみよう。右の請文に「右御領者、以下地被切進寺用足之時、段別一色石代旨、被定之畢」とある。これは永仁三年（一二九五）の地下中分以来、領家方の公定の斗代が石代であったことを意味するものである。したがって、この時百姓請の対象になった田地八町一反三〇代についていえば、一井谷の従来の年貢額は八一石六斗の計算になる。一方、上田七斗五升代、中田五斗七升代、下田四斗五升代に改定された斗代により、百姓請によって新しく契約しなおされ

第7表 文保2年百姓請成立による年貢高変化

	斗 代	田 積	年 貢 高	%
旧年貢	1石	8丁 1反 30代	81石 6斗	100
新年貢	上 7斗 5升	3丁 3反 3丁 2反 1丁 9反 30代	24石 7斗 5升	50石 4斗 6升
	中 5斗 7升		18石 2斗 4升	
	下 4斗 5升		7石 2斗 7升	
		8丁 1反 30代		61.9

た年貢額を計算すれば合計五〇石四斗六升となり、従来の一三八%強の大幅な年貢率の引き下げが実現したことになる。もっとも、この場合、百姓請成立以前の年貢は「損亡之時、就申入子細、被下実檢使」とか、「損亡之時、百姓就歎申子細、遂内檢之条、非無煩之間」とか記されるように、損亡の間^③と言分について、東寺から実檢使が下り、内檢を遂げた上、年貢減免を行っていたのであり、これが「云地下、云御寺、非無其煩」といわれた理由であった。したがって、実際の年貢高は従来から公定の年貢高八一石六斗をかなり下まわっていたことが予想されるのであるが、それにしてもこの三八%強の年貢引下げのもつ意味はきわ

めて大きいといわざるをえない。百姓請によるこの年貢引下げによって、百姓等はこれまで毎年のおぼろしい政治交渉によってかろうじて実現しえていた年貢減免を、いまや公然たる権利として確保することを得たのである。この百姓請の契状に署名を加えて、大山莊百姓等は直ちに丹波へ引きかえしたにちがいない。八日後の六月二日には前節で紹介したごとく、彼等自身の手で実検をとげ、実検注文を作成し、井料の負担額をきめて、みづから村落を管理する態勢を整えつつあったのである。^①

この年貢の百姓請成立の意味をきわだたせている一つの現象は、これが一井谷でのみ成立し、西田井村では成立しなかった事実である。同じ東寺僧侶方の支配するところでありながら、一井谷と西田井村がこのように異なった様相を呈したわけは、莊園領主東寺の政策の立て方に原因があったのではなく、むしろ明瞭にそれをうけて立つ在地の百姓等の側に差異が存したからであった。それを示すのが次に掲げる史料である。

文保二年六月十一日評定^②

一、大山庄預所就西田井所務^{去年}如百姓注文者、十余貢違自在之

歟。仍、欲致究明之沙汰之処、重舜不可背預所之由、一庄百姓ニ令書起請文之間、西田井百姓等変先日注進、不応召文云々。此上者可為何様哉。就之、意見兩途。

一義者、就矢野所務不法之儀、依令評定、改而彼庄所務之上者、只因当庄所務、被召放之、可被補廉直器哉。

一義者、依矢野庄事、可被召放者、去春一具可有沙汰歟。依当庄去年所務、可有沙汰者、百姓注進与預所申状亂明之後、付是非、可有沙汰歟云々。

一揆義者、兩様共不可為難義候上者、宜隨多分義歟。仍当座人数中、多分可有改替歟云々。

一、一井谷百姓等、適上洛之上者、以此次、可令評定斗代歟云々。於此義者、無異儀。

東寺でひらかれたこの評定について、まず注目されるのは、これが文保二年六月一四日に成立する一井谷の年貢百姓請の直前という重要な時点における寺家側のごきを伝えている点である。「一井谷百姓等が、たまたま上洛しているから、このついでに、斗代を評定しようということになった」とこの評定はいつている。一井谷百姓と寺家とのこの斗代評定が年貢百姓請として数日後に結実したことはいうまでもない。しかし、一井谷百姓等は斗代評定のために上

洛していたわけではない。彼等はこのとき「適、上洛」していたのであり、東寺は「以此次」て斗代評定を行なったのであって、彼等の上洛の目的は別に存したのである。彼等の上洛の真の目的は預所重舜の非法と関係があった。この評定事書は、預所重舜の非法についてのべ、その「究明之沙汰」のため寺家が大山荘百姓等に召文を発したこと、ところが西田井百姓は重舜におどされて、このとき上洛しなかったこと、ここで預所重舜の改替が決定されたことなどを伝えている。一井谷の百姓は東寺の召文によって、預所重舜と対決するために上洛したのである。同じ大山荘内にありながら、どうして一井谷と西田井百姓が別個の行動をとったのか、その理由はわからない。しかし両者の行動の差は重大な結果をもたらした。預所重舜に屈服した西田井村では百姓請が不成立におわり、重舜の非法を追求した一井谷では百姓請が成立した。百姓請の成立とはそのまま預所支配の廃止を意味していたからである。

文保二年六月十一日の東寺における右の評定のあと、六月一四日一井谷の百姓請成立、六月二二日一井谷実檢注文完成、というように預所重舜排除と、百姓請実施のための

施策が矢つぎ早に実施されていった。もちろん、この間には重舜の反撃がある。預所支配と百姓請の関係をも最明瞭に語っているのが、この事件の渦中であつて六月二四日にかかれた円仲の書状である。^⑥

大山庄所務間事、内檢等其煩候之間、定斗代、百姓直進候者、可為公平敷之由、年來雖令問答候、不事行之処、今年已其儀治定候之間、所務之仁依無其用候、相触重舜候之処、自真光院殿、被補任候之間、不可叙用供僧下知之上者、对寺家之使者、不可從所務之由、令下知庄家候云々。（下略）

六月廿四日

円仲

大師法印御房

大山荘所務については、内檢等が頼むしいので、斗代を定め、百姓直進、つまり百姓請にしたから、「所務之仁」は不要であると大山荘をその管轄下におく東寺供僧方は預所重舜にふれたというのである。

莊園経営のために東寺から派遣された実務にたけた預所そのものの非法が東寺の大山荘支配を危機においこんでいたのだった。預所重舜は同じく東寺領播磨國矢野荘の経営にもたずさわつており、公文祐深の書状が「凡[□]年、矢野庄年貢二百余石令抑留之間、所被配置之二季御談義毎

月間答講供僧学衆供料以下大小寺用料皆悉令闕如候了。」^①
というごとく、すでに矢野莊年貢二百余石の押領が發覺していた。大山莊における重舜の非法というのは、百姓等の申状^②によると、

(編纂書)

「百姓申状案 重舜放言事」

大山庄百姓等謹言上

欲早被縁嚴密御沙汰当庄前雜掌慈門寺公文・大野三郎以下輩被
申行放言狼籍重科子細事

右子細者、前雜掌慈門寺公文去年(文保二年)御年貢悉以乍令収
納、不運送寺家、結句去二月(文保三年)以覚儀法師悉責取返抄
等、被^(悉)庄未進之間、百姓等捧連署起請文、注進所濟之員數畢。

(下略)

ということであった。年貢の押領をごまかすために、自分の配下をつかって、返抄を責取り、莊未進だと称したといふのであるから、その莊經營の無法、ふりは、莊民にとってはおもしろん、莊園領主東寺の側でも放置しえない性格のものであったにちがいない。預所の地位があやうくなつたとき、重舜は自己の地位をまもるため、莊民をおどして「不可背預所之由、一庄百姓ニ令書起請文」め、西田井百姓が

そのおどしに屈したことは先に述べたが、さらに彼は「真光院殿、被補任候之間不可叙用供僧下知之上者、对寺家之使者、不可従所務之由、令下知庄家」めた^③という。自分は真光院殿から大山莊預所に補任されたものであって、供僧方の命令系統に属するものではない。したがって、供僧方の意をたいした寺家の使者がやって来ても、それに従わなくてもよいと莊民に触れたのである。しかし、これはたんなる口実にすぎなかった。真光院の下知の有無など重舜にとつては、どうでもよいことであつた。七月になれば早稲の刈入れの時期にさしかかつていたが、「然重舜此間弥濫妨庄家、^(箱取)早田」^④つたといわれ、また「剩不叙用真光院殿之御下知、倍濫妨庄家、刈取作稲候条、所存之趣、尤不得其意候^⑤」といわれる。そして同年一〇月一八日、東寺の西院において、重舜は丹波から上洛して来た百姓等と、莊未進の有無につき莊園領主権の面前で対決をとげたのである。六月の百姓請の成立からすでに四カ月余をへた、この日の両者の対決が事件の一つの頂点をなしたものであろう。百姓等が翌一九日にしたためた申状によると、その事情は次のごとくであつた。

而猶企參洛、可明申之由、被仰下之間、百姓等企上洛、於西院、遂問答之処、彼前難掌(重舜)無理之余、為塞自科、吐放言惡口、剽拔大刀、忽欲及刃傷殺害之間、依上方之御制止、希有而遁虎口畢。希代勝事寺家無其隱者歟。

事の理非を究明する問答の場において、問答につまづいて、前後を忘れた重舜が、いわば原告の立場にある百姓等に大刀を抜いて切りつけようとしたというのであるから、その無法ぶりは東寺の領主権を構成する寺僧達をも驚ろかしたにちがいない。「大山庄年貢勘定之時、重舜狼籍事」について、公文祐深・遍禪などの書状がとりかわされている。

預所重舜の非法は莊園領主権の内部矛盾が顕然化し、その一部が分裂によつて領主権そのものに対立し破産するにいたつたことを示すものであるが、この危機に際して発せられた百姓等の発言はこの時期の紛争の性格ひいては百姓請の意義を分析する有効な素材になりうるだろう。

凡百姓等数百歳之間、偏奉仰寺家之処、今如此、被放言、及恥辱之条、難堪之次第也。寺家無取御沙汰者、誰人可有御哀憐哉。所詮、不被申行嚴密之罪科者、土民等於地下被阿党之条、可足御遠迹歟。若不達愁訴者、永洪散庄内、可暗跡者也。且為向後傍輩、且任被定置之法、於慈門寺公文(重舜)并大野三郎以下輩者、

不日欲被申行重料、百姓等不堪愁吟、粗言上加件。

十月十九日

百姓等

淨妙法師

平庄司

藤判官代

本庄司

二郎庄司

与一庄司

これは、百姓等が重舜とその代官大野三郎以下輩の放逐を断固として要求した言上状である。重舜が退けられるか、それとも莊民である自分等が永久に莊内を逃散するか、どちらかを東寺がえらぶべきである。これが「数百歳之間、ひとえに寺家を仰ぎ奉つて来た」とみづから称するところの百姓等の言い分である。彼等のこの論理は預所をもつてする莊經營の失敗に苦慮する莊園領主東寺の利益に合致していた。百姓等が一二月になって再度、右の要求をくり返しているところからみて、東寺には、事態の收拾につき、なお混乱と動揺が存したらしい。⑩。その後の結末は、さだかではないが以上述べたごとき事態の経過から、大山庄一井谷における東寺の百姓請成立がいかにつよく、百姓等の現実の行動によつて支えられたものであつたかを読みとることは

さして困難でなからう。すでに六月に成立をみた一井谷の百姓請を真に現実のものにしていったのは、その共同体的結合を背景にした一井谷百姓等のあるいは京都で、あるいは在地ですくなくともその年一杯はつづけられた預所重舜とのながい対決であつたといわなければならぬ。西田井村における百姓請が、東寺の要望にもかかわらず、不成立におわたつたことをみれば、右の事情は一層あきらかであらう。

それにしても百姓は、「凡そ、百姓等数百歳之間、偏えに寺家を仰ぎ奉るの処」「寺家取御沙汰なくんば、誰人御哀憐ある可けん哉。」といっている。百姓は寺家（『莊園領主』を仰ぎ奉り、莊園領主は誰人にもましてその百姓を保護し哀憐すべきものとしてここに莊園制的秩序の理想が描き出されている。たしかに重舜の行なつた非法、年貢押領や放言恥辱は百姓の堪え忍ぶべき事柄ではなく、「定めおかれるの法」にしたがつてそれは断罪さるべきものであつた。莊園領主の保護と哀憐が期待できない場合に「土民等」は当然永久に莊内を逃散して、跡をくらすべきものとされているのである。

ここに百姓等が述べた莊園領主―百姓関係のあるべき姿

理想像こそが預所重舜を失脚に導いた一井谷百姓等の行動理念なのである。そこには当然のことながら莊園制的秩序そのものの不合理性に対する認識は存しない。それは莊園領主権の安泰を年貢の百姓請という一定の形式をもってささえる理念ですらあつたといわなければならぬ。預所重舜の非法は百姓等の内部に直ちに反莊園制意識を育くんだようにはみられない。むしろ、預所重舜は莊園領主東寺にとつても莊民たる百姓にとつても、彼等がそれぞれに安住できると考へた莊園制的秩序の攪乱者としてたちあらわれて、逆に東寺領主権と百姓の一定度の連帯感を自覚させたのではなからうか。百姓等にとつて預所の非法は預所個人の非法としてしかうつらないのであつて、莊園領主権は領主権を構成する個々の人間の非法のかたに神聖にして、おかしがたくそびえていたかにみえる。

預所重舜と対決し、一井谷に百姓請をもたらした百姓等の中心に藤原右馬尉家安という人物がいた。この一井谷の一人の百姓とその周辺をさぐることによつて莊園領主東寺の領主権と村落共同体の関係をさらに具体的に追求するこ

とが可能である。東寺領主権の間答の場においてすら、太刀をもって百姓に切りつけたという預所重葬である。その彼が、荘園の現地で、どのような武力的・精神的圧迫を百姓等に与えようとしていたかは想像にかたくない。一井谷の百姓請は百姓等がそうした預所重葬の圧力をはねのけなければ成立不可能だったわけである。右馬尉家安は預所支配を廃絶させ、年貢を百姓請にし、その年貢納入のためのものとはいえ、彼等自身の手で独自に実検を行ない、注文を作成して、それを互いに確認しあった一井谷百姓等の中心人物であった。西田井村百姓等が重葬のおどしに屈し、起請文をもって預所への忠誠表明をおこなっていたとき、右馬尉家安は平庄司・次郎庄司・明善の三人とともに京都で荘園領主東寺を相手に年貢百姓請の細目を交渉していたのであった。^① 彼は村落的規模における灌排水施設の整備によって、中世における典型的な安定耕地を造成し、この自然の改造を通して、日本における古代から中世への社会転換をささえていた一個の小さな村落共同体の中心に位置していたのである。

しかしながら、この右馬尉家安の姿をおう作業は多少面

倒である。彼は村落の代表者として、村落と荘園領主権とがからまりあう中間に立っていた。右馬尉家安のこのむつかしい立場が、彼の行動を複雑にしているからである。最初に彼の存在を示す主たる史料を一括して掲げておきたい。先にあげた文保二年六月一四日の一井谷斗代契状（史料A）——右馬尉はその最初に署判を加えている——とともに検討してみたいからである。

(B) ゆつりわたす名田事^②

合老反十者 在所西谷名田

右件名田者、惣けんけう名田也。この惣けんけう子といふ物なく候あひた平七を子にする所しち也。この名田を平七にゆつる所在地面白也。この田年くをけんけう未進する所平七この書をわきまへ候所しち也。この末すへになり候へわれ人してくれて候と申候ためニかミのいけのさい行殿ニしてたひて候。あとこのせうこのためニむらのをとなさた人らまでせうこニたれ候。

徳治二年三月廿日

さた人ゆきつねうま

惣けんけう

(C) 丹波国大山庄百姓右馬尉家安謹申^③

領家一円の百姓ニ候上者、いさゝかも御うしろめたなき事仕らす候。きやう後も候ましく候。もしうしろめたなき事候へ、東寺

からん并ニ八幡大抵大師三宝の御罰を蒙候へく候。仍状、如件。

正和五年五月八日

右馬允家安(略押)

(D)大山庄東寺御方住人藤原家安謹言上^(印)

欲早蒙任先例安堵御下知、当庄沙汰人職間事

右当庄御分田以後、且依為根本名主、且依地下故実、東山預所知

行之時、被補沙汰人職以來、大小御公事、有忠更無懈、就中、去

年新預所下向最前、地下未合期、而在住糶米及闕如之最中、蔵増

(「悪党」代亂入之時者、為家安秘計、自他所招寄人勢並兵糶米、

彼是致其沙汰畢。忠勤之条、無其隠者哉。然者、付惣別、可預御

恩之処、預所不及其沙汰、剩可被放沙汰人職由承之間、愁辭無極

者也。早被優如此奉公、如日来被下安堵御下知者、弥存忠勤、為

致公平沙汰、恐々言上、如件。

正和五年二月 日

(E)丹波国大山庄地頭代平盛謹言上^(印)

欲^(印)任傍例賜御注進、当庄預所頼有・実信等致刈田・刃傷、重疊

罪科難遁子細事

右、当庄預所頼有・実信^(代別部承馬允)、実円等、以大勢、今月十□

□□打入地頭方、致刈田之間、件作人菊^(次)郎男、尋問事子細之

処、馬允禪右衛門三郎無是非、拔太刀、切落菊次郎^(男)左耳上畢。

半死半生也。於疵者^(守護)□□那^(使)□□郎入道被^(五)□□人等雖

可召^(別取)□□沙汰嚴密之最中也。為御上裁、□□對論之間、任雅

意、□□一町余^(作福)畢。凡、於当庄者、募領家^(半出)□□足、可分田之

旨、被成関東御下知之間、去永仁年中、□□地之後、□□、

違亂之□□有構堅固之不実、田地三町余押領之由、応長□□

四至界、定田畠員數^(御使被差下)□□□□□□□□□□□□□□□□□□

不実、忽可露顯之由、捧^(陳)□□状了。(下略)

文保□□□□□□日

(F)大山庄条^(条)□□□□□□

(中略)

一、沙汰人馬允在斤申、先雜掌時、号宛給人別五段宛分米、有限

不京進寺用米事

此条、不帶寺家之御下文、無窮申状、非沙汰之限者也。

(G)注進 太山庄内檢取帳事^(印)

合

一井谷分 三反五代内^(德二反五代) ねんくわう谷 平庄司

(中略)

廿五代内^(德十三代) 行恒上 弥五郎

卅五代内^(德廿三代) 同所 ゆいな

五代内 相繼三代

同所

むまのせう

(下略)

右馬尉が家安という名前をもっていたことは史料Cで彼が自分のことを「丹波国大山莊百姓右馬允家安」と称していることからわかる。そして、この右馬尉家安の姓が藤原であったことは史料Dの家安が「大山莊東寺御方住人藤原家安」といつていることから察しがつく。史料Dの藤原家安は「当庄御分田以後、且依為根本名主、且依地下故実、東山預所知行之時、被補沙汰人職以來、大小御公事、有忠更無懈」と称しているから彼が大山莊の沙汰人職に補せられていたことがわかる。ところで史料Fによると、大山庄には「沙汰人馬允」なる人物がおり、先雜掌のときに人別五段の分米を宛給されたと主張していて、大山莊の沙汰人に馬允なる人物がいたことが明白である。ここに大山莊の沙汰人であつて、藤原家安という姓名をもち、通常「右馬尉（允）」と称されていた一人の人物の姿がうかんでくるであろう。「右馬尉」「右馬允家安」「藤原家安」「うまのせう」「さた人ゆきつねうま」「馬允」「沙汰人馬允」「右馬殿」などと、この時期の大山莊関係の史料のうちに呼び

かえられているのがすべて、一井谷の百姓請そのものを成功に導いた一人の中心人物の多様なあらわれにほかならないことがこれで明らかである。この時期の大山莊をめぐる一見とらえどころもない程に多様な諸事件も藤原右馬尉家安というこの一人の人物の全体像を復原することによって、彼を結節点として、互いに深い内的連関を有する一つの構造にまとめあげられるようになるのである。

右馬尉家安は史料Dで「且依為根本名主、且依地下故実」り、沙汰人職に補せられたのだといっている。ところで、彼は史料Bで「さた人ゆきつねうま」と自称し、さらに史料Gによると「行恒上」という地域に田地を保有している状態がみえている。永享九年（一四三七）の大山庄内検帳には「一、行恒名 政所兵衛 八反廿五代」^②と出ているが、藤原家安の相伝の名はおそらくこの行恒名であったことが推定される。また嘉慶元年（一三八七）の中沢祖道申状によると行恒父子が一院谷の「貞清名」をすてて逐電したことがみえているから、あるいはこれを「貞清名」とも称したことが考えられる。^③大山莊行恒（貞清）名主藤原家安とい

中世の成立期以来の地下故実の伝統を大山荘の根本名主としてほこっていたと考えられるのである。さて、右馬尉家安は正和五(一三二六)年二月に「当庄御分田以来」沙汰人職に補せられたといっている(史料D)。ここにいう「当庄御分田」とは永仁三年(一二九五)の地頭中沢との間の大山荘下地中分をさすか、ないしは正安四年(一三〇二)の執行方・供僧方の分田のどちらかを意味するものであるが、今これをにわかに断定できない。しかし後述のように彼が東寺供僧方と争って東寺内部の大炊教仏と結んだ事情から考えて、永仁三年の下地中分以来、彼が大山荘の沙汰人職に補せられていたと考えた方がより妥当のようである。とすれば右馬尉家安は、下地中分によって地頭中沢の領主権排除に成功した東寺が、荘再編のために最初に抜擢した在地の有力名主であったことになる。「且依為根本名主、且依地下故実」というごとく、右馬尉家安は大山荘の根本名主として、ふるくから在地に伝統的な権威をもつてのぞみ、地下故実の伝統的な構造そのものうちにその存立の基盤をすえた存在なのであった。

中世前期の荘園村落の上には、一番上に荘園領主権が存

在し、その下に地頭を代表とする在地領主の武力支配がのしかかっていたと理解される。しかし、荘園村落の構成員たちもまた武装し、それなりの軍事能力を備えた存在であったことを忘れてはならないのである。近世の領主階級と被支配者を区分するものが前者の武装と後者の武装解除にその現実的基礎が存したとすれば、中世のそれは双方の武装が前提されており、ただ武装の具体的内容にこそ両者の地位を決定する要因が存したとみるべきである。東寺領大山荘にいた一人の「百姓」が藤原右馬尉家安という堂々たる名前をもっていたことは決して偶然ではない。こうした荘園村落の百姓が保持していた戦闘能力を大山荘地頭中沢基員の陳状からひろってみよう。

彼十二日(建治二年二月)夜半、強盗人打入于大山荘之処、士民等令起合、禦戰之刻、当莊住人等其數雖被疵、彼強盗人負手歎之間、脱捨甲冑、逃籠于宮田莊之由、刁尅之計、雖告申、惡党退散之上者、基員不及罷向、而翌十三日触申于守護御代官畢。

ここには大山荘の士民等が強盗人乱入に対処しているさまと、地頭基員がその場に居あわせていない事実が語られている。荘内に乱入してくる強盗人の様子を地頭基員はまた

「襲甲冑、帶弓箭杖、率數多大勢、以夜半、令乱入荘内之条、夜討強盗人之外者、為何要哉^②」といっている。甲冑に身をかため、弓箭杖を帶した一群の軍勢を前にして、大山荘の土民軍が必死に防ぎ戦い、疵つくものもあつたけれど、強盗人に損害を与えて、これを退散させたというのである。もちろん土民の戦闘力は弱体である。地頭基員は「雖然、羸弱之土民等計、令起合、禦戰之間、強盗人不及打留^③」と称して、地頭領主制が組織する軍勢をむければ強盗人を打ちもらずようなことはなかつたと暗に豪語している。地頭の軍事能力が土民のそれを圧倒するものであつたという右の事実は一般には当然すぎる程当然である。しかしながら、具体的な事例のなかでは事態はなお複雑であり、地頭とても土民の軍事能力を無視することはとうていできなかつた筈である。

こうした莊園村落の軍事的な編成形態をうかがわせるものとして史料Dをあげることができる。ここにあらわれるのは悪党敵増の軍勢の乱入と、これをむかえうつ村落の側の兵糧米と人勢の不足という事態である。この敵増というのは当時大山荘への乱入をくり返した悪党であつて、正和

二年二月一三日の執達状で法橋円喜の記すところによると「東寺領丹波国太山荘、号敵増之代官、數多人勢乱入當荘」といわれ、「於彼敵増者、依為違 勅悪党人」り召取るべきだともいわれている。一井谷百姓はこの敵増にきびしく対決していたようだが、西田井百姓の方はそうでもない様子である。前稿でふれたように西田井百姓については「仮地頭之權威、得違 勅悪党敵増之語、令忽緒寺家」と記されている。地頭中沢と悪党敵増と西田井村百姓と、こうして大山荘支配をめぐる莊園領主東寺の立場もまた困難なものがあつたと推定される。一井谷百姓にとつても事態は容易でなかつた筈である。悪党敵増は「數多人勢」をもつて在地を横行していた。敵増についてこれ以上の詳細はわからない。ただ敵増の在地横行と時期を同じくして、すぐ隣りの近衛家領宮田荘への乱入をくりかえしていた悪党人生西父子の組織する軍勢は相当の規模におよんでおり、敵増についての参考にすることができるだろう。宮田荘の悪党生西については「彼生西以下輩、率自国他国名譽悪党人等、打入當荘（宮田荘）、日々夜々致夜討殺害強盜放火種々悪行^④」とか「彼生西父子引率三百余人悪党人等、去九月

廿九日、打入当莊、構城柳、及合戦^⑤など記されている。それは自国他国の名譽悪党人等をひきいる三百余人の軍勢である。「在所不定悪党、伺隙令乱入^⑥」といわれるような機動性にとんだ軍勢が、こうして三百余人も乱入して来ては、通常の村落の動揺はただごとではなかった筈である。大山莊の悪党殿増はこの生西父子程強大なものではなかったとも考えられるのであるが、彼が少なくとも東寺をはなれ、勅命に抗して在地を横行するだけの強さを備えた存在であったことはうごかない。史料Dはこの悪党殿増代の乱入に抗するため、莊園村落が「自他所招寄人勢并兵糧米」せてかれこれ、その沙汰をしたことを示している。規模の大きい戦鬪にさいして、村落は外部から傭兵を募って、これをその支配下に編成したのである。

莊園村落の軍事的な編成形態をうかがわせるいま一つの事件を史料Eが示している。これは通常の場合とことなつて、右馬尉家安等の編成する土民軍が地頭の所領を侵攻し、地頭の代官平盛繼がそれを訴えた史料である。史料そのものは虫喰欠字が多く、内容の一部不明のところもあるが事件の概要は次のごとくである。すなわち大山莊の預所頼有

・実信の代官刑部丞・馬允・実内等が大勢をもって、地頭方の作田に打入り、刈田を行ない、作人菊次郎男の左耳を切落して半死半生の目にあわせた。下手人は馬允の掣右衛門三郎である。時は文保二年の秋、右馬尉等はなお重舜と対決していた時期である。ところで紛争のあつた田地は、永仁の地下中分の後、地頭と東寺の間でその領有が争われていた地域である。右馬尉等の百姓は実力でもってここへ押入り、二町余の作稲を刈取ってしまったのである。地頭代平盛繼の訴えをうけた東寺は自分達は事件にかかわりがないと主張した。

丹波国大山莊地頭代盛繼據訴申、当莊預所頼有・実信代刑部丞・馬允以下事、致刈田刃傷由事、去十一月九日御催促到來、承候畢。

抑預所頼有者正和五年他界当京都、沙汰雜掌実信者非預所候之上者、不召仕刑部丞・馬允等於代官候。争可致刈田刃傷候哉。随而、当莊預所未補候。云彼云是、奸謀之申状候歟。(中略)所詮、召給盛繼初度訴状具書、可令召進刑部丞・馬允等候哉。恐々謹言。

十二月九日

東寺公文僧^⑦

預所頼有はすでに他界し、実信は沙汰雜掌であつて預所で

はないのだから、現地で刑部丞や馬允を代官に召仕うことも、したがってまた、刈田刃傷におよぶこともありえない、というのである。東寺はしかし事件そのものを否定しているわけではない。それは刑部丞・馬允に直接聞くがよいとしている。このことは東寺のいいのがれであるかもしれない。しかしそのことよりも、なお注意すべきことは二町なにかしらの作田を地頭の手から確保することが、東寺のみならず、百姓等の要求になっていたと考えられる事実である。そして、むしろここでは百姓等の作田確保の欲求が東寺のそれを上まわっていたかにみえる点である。

しかしそれにしても、刑部丞・馬允・実円等が大勢をもつて地頭方作田に押入り、二町余の作田を刈りとしてしまったというのは、大変な乱暴である。先にみたように地頭基員は彼等の軍事力を「庭弱之士民等」と称した。事実その通りなのであるが、地頭といえども「庭弱之士民」を無視することはできないのである。

ところで、この地頭作田へ侵入した荘園村落の軍事的編成は、「預所頼有・実信代刑部丞・馬允・実円等、以大勢」というように記されており、彼等が複数の人間によって指

揮されていたことを示している。預所頼有や実信が背後で彼等を繰っていたか否かは不明であるが、乱入の主体が刑部丞・馬允・実円等の大山荘百姓にあったことは、先にみたとおりである。ここにあらわれる馬允はもちろん右馬尉家安である。彼はここでは、刑部丞・馬允・実円と併称されて村落の軍勢の首脳部を構成しているが、この百姓軍を一人でうごかしているわけではない。先の殿増代乱入の際に右馬尉家安は沙汰人として、「為家安秘計、自他所招寄人勢并兵糧米、彼是致其沙汰畢。忠勤之条、無其隠者哉」と称しているが、この場合、家安個人の才覚がふるわれたことは事実であっても、それは村落の共同体的結合を背景にし、それをうごかすところに家安の存在理由が存したと考えなければならぬ。

殿増代の乱入を防いだものを右馬尉家安個人の編成する私的な武士団に求めることはとうてい不可能である。彼個人の私的な武力はさらに矮小であったにちがいない。彼は村落の一員として、また東寺の沙汰人として、村落に結集する半ば武装した百姓等を代表して、村落の武力を左右しえた存在であったと考えられる。

刑部丞・馬允・実円等に率いられて、莊園村落の軍勢が地頭作田におしいったとき、地頭方作人の左耳を切りおとした人物が「馬允掣右衛門三郎」であつたと記されていることに注目したい。右衛門三郎を馬允の掣であつたとするこの表現の方法からここに小規模ながら家父長的な血縁原理で結集する武力集団の原型が存することを予測させるからである。右馬尉家安は親子・兄弟・一族をこうした家父長的原理で統轄していて、これこそが、彼の私的な武力を構成するものであつたと考えられる。村落の軍事編成は刑部丞・馬允・実円等の有力百姓がそれぞれ統率している私的な家父長制的な武力編成をその基礎単位としていたものであろう。預所重舜と対決し、一井谷に百姓請をもたらし一井谷百姓の村落結合というのはこのような武力編成を持ち、時に応じて、村落の外部からも傭兵をつのつて、彼等の村を保持していたのである。刑部丞・馬允・実円等大勢をもつて、地頭中沢の作田に打入り、蒔田・刃傷におよんだという事実、とりわけ右馬尉家安の掣右衛門三郎が太刀を抜いて地頭方の作人菊次郎男の耳を切落したということは鎌倉後期の丹波国における地頭中沢の卓越した領主

権、政治的地位等を念頭に入れるとき、彼等の村落結合のもつ意味が一層明白である。当時の地頭中沢一族は大山荘のみならず丹波一円に所領を分散所有し、丹波国守護を兼ねる六波羅探題南方のもとにあつて、しばしば守護代とならんで悪党追捕、大嘗会米催促等にたずさわり、六波羅の奉行人とも家父長制擬制によつて特に深い関係をもつて、在地に比類なき勢力を築きあげていたのであつた。刑部丞・馬允等のひきいる人勢が局部的な争いであるとはいへ地頭中沢の軍事力に対抗し、それを排除してまで、逆に地頭領の侵攻を企てる程のものであつたことは、百姓請成立をめぐる彼等とその村落結合の性格と行動を非常によく理解させるであらう。

右のような「百姓」をどのように把握しながら領主権の安泰をはかるか、という問題は莊園領主東寺にとつて大きな関心事としてあつたにちがいない。しかし、それにもまして、東寺内部に執行方・供僧方・中綱・職掌・小行事・大炊教仏などといった別個の大小の経済体が出現し、それらが莊園からの得分の配分方法をめぐつて互いに激しく争うような事態のなかで、在地百姓の動向は莊園領主権の存

続にさまざまの影響をおよぼしていたと考えられる。預所重舜の失脚と百姓請の成立の過程で、重舜と結んだ一井谷百姓覚儀法師の没落があつたことはその一つの顕著なあらわれである。^⑤ 応長元年(一二二二)から正和元年(一二三二)にかけて東寺内部で争われた供僧方と大炊教仏の争いもその一つのあらわれとみなすことができる。当時の大山荘の経営をめぐる東寺領主権内部の争いはすこぶる複雑なものがある。大山荘が地頭請であつた時期に下地中分を要求して、これに成功し、荘再編の契機をつかんだのは、東寺内部の執行方であつた。^⑥ しかし、その後大山荘得分をめぐって執行方は供僧方の追求をうけるにいたり、正安三年(一三〇二)には「無足之愆、難叶」きことを理由に執行殿伊は大山荘所務を辞退することになり、かわつて大山荘は「供僧沙汰」たることになる。このとき執行方へは「見作三町六反下地」が切り出されることになった。以後の大山荘史料に散見する「切田方」のおこりである。やがてこの供僧方に対して大炊教仏の追求がはじまる。

両者の争点の一つは大山荘兵士役の沙汰についてである。大炊教仏の云分は「当寺御仏聖者、自正月至九月、以大山

荘之兵士令昇之。自十月至十二月、以大国荘之兵士、令昇之処、大山荘分、近季及闕意^⑦」というのである。これ対して供僧方の雜掌は「可為地頭請所之旨、被成闕東^⑧」下知之^⑨後者、依不相綺庄務、代々執行知行之^⑩、敢不及其沙汰者哉。此上者、全非当雜掌自由之緩意^⑪」といっている。地頭請所になつて以来、莊園領主東寺は莊務に係せず、したがつて代々執行知行のときも兵士役沙汰はなかつたのであつて、自分が沙汰しないのも当然だというわけである。応長元年八月にはじまつた右の相論はその後両者の間で激しい応酬をくり返すことになるのであるが、大炊教仏は翌応長二年二月になつて、こんどは地下沙汰人等と結んで新しい難題をもちだして来た。これが第二の争点である。

東寺諸堂仏聖大炊教仏并地下沙汰人等謹言上^⑫

欲早任代々御例、被下行給諸堂仏聖・沙汰人給付物米事

(中略)

右子細者、自保寿院御寺務以来及十一代、以大山荘御年貢十六石五斗二升内^{人給定石九斗六升加定}每季下行無相違之処、当御寺務之時、自去季始自供僧之御中不下行賜之条、不便之次第也。早任代々之御例、可被下行之旨、欲被仰下矣。仍、粗言上如件。

大炊教仏は兵士役の要求に加えて、仏聖沙汰人給付物米の下行を大山莊の地下沙汰人等と結んで要求しだったのである。大炊教仏と供僧方雜掌のこの相論についても、両者の争いの激しさを伝える関係史料は多いが、その結末は明らかでない。ただここでは莊經營に直接たづさわっている供僧方雜掌をむこうにまわして、寺内の大炊教仏と地下沙汰人等の連携が成立していることに注意したいと思う。ここで東寺領主権を代表して大山莊經營にあたっていた供僧方は、東寺内部の反対派と現地の百姓等の代表とのはさみうちにあつたのである。そして、供僧方がその後もつづいて莊務にたづさわっていることからみて、大炊教仏と結んだ地下沙汰人等の地位におそらく微妙な影響が存したのであると察せられるのである。

ところで寺内の大炊教仏と結んで在地における有利な条件を整えようと画策した、大山莊地下沙汰人等のなかに、先述来の右馬尉家安が入っていた。右馬尉家安は事件のあつた当時大山莊の地下沙汰人であつた^②。この家安は東寺内部における供僧方と大炊教仏の争いが一応おわつたと推測

される正和五年(三二六)二月にその沙汰人職をおわれさうになり言上状を提出して、これに抗議している(史料D)。

そして五月に彼は、起請文をかいて卑屈ともみえる態度で、東寺つまり供僧方への忠誠を誓つたのである(史料C)。二月に彼は「大山莊東寺御方住人藤原家安謹言上」といい、五月には「丹波国大山莊百姓右馬允家安」といつている。

「大山莊住人藤原家安」というのは沙汰人としての家安を表現し、ここで彼は自分がたんなる「百姓」ではなく、その家柄を誇る鎌倉武士と同様の形式で自己を表現したのである。^③このとき彼はここで「地下故実」を述べ、悪党蔽増代乱入を防いだ自己の功績をあげて、沙汰人職改替の不当を訴えたのである。五月になつて、彼は供僧方の前に完全に屈服していた。ここで、彼は完全な百姓である。「領家一円の百姓ニ候上者、いさ、かも御うしろめたなき事仕らす候。きよう後も候ましく候。もしうしろめたなき事候ハ、東寺からん并八幡大菩薩大師三宝の御罰を蒙候へく候。」とくりかえし述べた右馬尉は彼が東寺の莊園領主権を前にしては、ただだんに一介の百姓身分にすぎぬことをくり返し表明することによって、ただひたすら、莊園領主の恩情

にすがろうとしていたのである。しかし、こうした右馬尉の態度も、東寺内部の勢力関係の推移が彼に幸いしなかったからのことである。彼の目は、在地における有利な条件確保のために、遠くはなれた東寺内部の抗争の推移にも注がれていたのである。彼は東寺内部の一勢力と結びつき、彼の動向が東寺内部の抗争に何らかの影響をおよぼしていたのである。

東寺によって地下の沙汰人職に登用された右馬尉は「人別五段宛分米」を給されていたと称している（史料F）。その内容は沙汰人に付せられた五段の給田であつたと解される。彼は五段の給田を有して、大山莊東寺方の管理にあつた下級荘官でもあつたのである。「大山莊東寺御方住人藤原家安」と称し、彼個人の才覚でもって、兵糧米を算段し、他所の武力をつのつて、悪党殿増代の乱入に処した彼は、一個の荘官として一般百姓にのぞみ、ここではむしろ明白に小さな領主である。右馬尉家安は二つの顔をもっている。村落の小さな領主の顔と、たんなる百姓の顔と、中世社会は両者がまざりあい、重なりあっているのである。中世の「百姓」身分は右馬尉のような小領主をふくみ、ま

た彼等をふくむことによつて編成された身分なのである。したがつて「百姓」身分はその内部に階層差をも、また主従関係をも、さらには搾取関係さえも内包しているのである。

右馬尉家安は東寺との関係でいえば地下の沙汰人職に登用されて、その荘園制的支配機構の末端に組織された存在であつたが、村落の内部での位置はまた別個のものであつた。史料Bは惣けんけうの名田讓状である。一反一〇代のこの名田の在所は西谷と記されている。この西谷が一井谷の内部、長内の裏側の小谷にあたることは前に述べたとおりである。子供のない惣けんげうが年貢につまつて、平七に名田を譲るといふその内容には特に変つたところもないが、ただその末尾に「あとこのせうのためむらのをとなき人らまでせうこたゝれ候。」とあつて、右馬尉家安が「さ人ゆきつねうま」として署判を加えていることに注目させられる。ここには、荘園領主の荘経営をめぐつて作成される普通の史料にはめつたにあらわれることのない「むら」が明瞭にあらわれている。荘園制下の在地の農民の土地保有を確認するという仕事はむろん法的には荘園領主権の認定なしには完結しえない性格のものであるが、この讓状は

そうした枠内であつて、なおそれが在地の百姓等、特に「をとなざた人ら」の独自に構成する地縁的組織「むら」の現実的機能の範囲内の仕事でもありえたことを明白に物語っている。この譲状は何かの理由によつて、荘園領主東寺の入手するところとなり、したがつて現在に伝えられたわけであるが、本来からすれば、東寺の領主権とはかかわりなく、村落内部の世界でのみ、村落に保証されて、権威をもちうる性格のものであつたと考えられる。荘園領主権との政治的なかわり合いの場においてではなく、在地の百姓相互間にとりむすばれる一つの場でのみ、こうした「むら」が明瞭に存在していたことを看取できるのである。この村落はあきらかに「むら」共同体である。そして右馬尉家安はこうした「むらのをとなざた人ら」の筆頭として、この譲状に署名を加えたのであつた。彼はここでは「むら」の共同体的機能の中心に位置することが重要なのであつて、荘園領主東寺が編成する荘園制的な「職」の体系の一端に、東寺の沙汰人職として登用された彼の存在はいわばその基礎の上に設定された上部の構造にすぎないともいえるのである。右馬尉の実体は「むら」共同体内部で彼が伝統的

に保持しえた実際の権威「共同体が保証する権威なのであつて、荘園制支配機構はこうした彼を沙汰人職という荘園所職の一端に登用することによつて、その背後にある「むら」共同体を實際に制御していたのである。右馬尉が「且依為根本名主、且依地下故実」り沙汰人職に補せられたといつてはまさしく右の關係を表現している（史料D）。

この右馬尉の例からおして「沙汰人職」だとか「村々公文職」だとかいう荘園制下の下級荘官にたんなる荘官個人をみてはならないと思う。こうした階層の一部は幕府御家人に組織されていたのではなからうか。彼の背後にどのような共同体が存し、それが彼をどのように規制しているか。なお究明すべき部分が多いと思う。

右の譲状にみえる「むら」の領域については二つの解釈が可能である。永仁の下地中分状が一井谷のことを「池尻村内一井谷」と記していたことを重視すれば、これは「池尻村」全体をさすことになる。しかしながら、この池尻村の内部にあつて、一井谷もまた自然の境界によつて他と區別された独自の境域をなしていたこと、さらには地頭との下地中分以後、一井谷百姓等が独自の組織をもつて、東寺

の荘園領主権に対峙し、あるいは地頭中沢と対決し、彼等の手で実検を行ない、彼等の土地保有を互いに確認しあっていたことなどを想起するならば、この「むら」を一井谷のみの村落であったと解することが可能である。この「むら」は公的た用語、都市が農村におしつけた用語ではなく、在地で実際に息づいていた言葉であった筈である。一井谷は明瞭に「むら」の実態を備えていたのであり、池尻村と
いうのは、そうした「むら」の集合体としての「村」であったと解される。一井谷はおそらく、中世における「むら」と称されうるものの最末端の単位をなしていたものであろう。

- ① 文保二年六月十四日 大山荘一井谷百姓等起請文 東寺百合文書（や三一五）、なお「東寺文書に七号」に同文書案を載す。
 ② 正安四年の大山荘所務問答条々写（教王護国寺文書一九四号）で供僧方は「当庄為二百石年貢之条、文書無其隱、隨而、執行注進散用状之、出石代注文之上者、廿六石見米ニ切田三町段^(六)、^(六)地下之条、何可稱不足哉。彼廿丁外、於五丁下^(六)者、有子細、^(六)不載地頭之請文、地頭年々抑留物^(六)、^(六)余石糺返之方ニ地頭避与^(六)之条、勿論也。」とか「当庄年貢二百^(六)、^(六)二十丁也。此内荒野・見作相交之上者、見米三十六石之足ニ、見作三丁六段難切出也。其故者、都下地二十五丁内、荒野八丁七段余云々。為

A. 恒例庄立用	10石	8升	7合	5%
大膳料二宮御神	3石	4斗	8升	
一用途社散		6斗		32%
諸高方御案		4斗	6升	
		3斗	7斗	63%
B. 寺家御分	63石	9斗	9升	
仏預執小かし	7石	2斗	5升	100%
行しうき	20石	10石	11石	
C. 定残米	125石	9斗	2合	
合	200石			

- ③ 文保二年六月十四日 大山荘一井谷年貢斗代契状案東寺文書に九号
 ④ 文永三年十二月十四日大山荘地頭源基定請文案（東寺文書に二号）に「東寺御領大山荘御年貢運上次第」として記される二百石の年貢の内訳を表示しておく。このうちB・Cは二百石のうち東寺へ京進される年貢であって、全体の九五%弱に達して
 三分一之荒野之条、勿^(論也)。以此分、令支配者、三十六石ニハ見作二丁四段余ト荒野一町二段余ト可切出。」などと称しており、大山荘年貢が石代であったという百姓等の云分をうらずけている。なお右にみえる「荒野八丁七段余」というのは西田井田地を指すものであって一井谷には関係ない。前掲拙稿四頁参照。

いる。石代の年貢のうち五%強は「庄立用」として従来から現地で控除されていたわけであるが、文保二年の新斗代による年貢の場合でも、なおこのうちから井料が現地で控除されていたことは先にみたとおりでである。(第六表参照)

⑤ 文保二年六月十一日 評定事書 東寺百合文書(し九)

⑥ 文保二年六月廿四日 円仲書状 東寺百合文書(や二下)

⑦ (文保二年)七月日 公文祐深書状 東寺百合文書(や二下)

これは重舜の非法をよく伝えている。

大山庄事重舜申状讀下預候了。就彼状散用状一卷進上之。於所務職事者、先度如被申候、百姓直納之条、可為公平敷之間、令問答番居庄家候了。然重舜此間弥濫妨庄家、〔新取〕早田、〔奪取〕如此候者、寺用闕如勿論事候敷。尤濫吹候敷。所詮、先被退庄務、彼重舜所申來納与進上之結解状、遂勘定、有過上〔早田〕早可致償沙汰候敷。若又、去年々貢所相残候者、速可被亂返候哉。凡〔早田〕年矢野庄年貢二百余石令抑留之間、所被配置之二季御談義、毎月問答講供僧・学衆供料以下大小寺用新皆悉令闕如候了。大山庄事、又重雖參差候之予細多候、被闕之処、剩不叙用真光院殿之御下知、倍濫妨庄家、却取作備候条、所存之趣尤不得其意候。(下略)

七月日

公文祐深

⑧ (文保二年)十月十九日 大山莊百姓等言上状 東寺百合文書(や三一五)。なお、(文保二年)十月十九日公文祐深申状

案(教王護国寺文書二八五号)紙背に、

一、前預所被取問殿責返抄事

去二月、以覺儀法師、悉所済之返抄畢、以後又六月、〔被令〕預所重舜代官大野三郎、少々令返給候畢、〔取後〕とある。さて、この覺儀法師は一井谷の百姓で文保元年二月の内檢(東寺百合文書や七十三)の担当者である。

「大山損徳取帳(文保元年分)管上之」

大山庄一井谷ないけんちやう事

三反五代〔中略〕 ねんくわう谷

四反卅五代〔中略〕 平庄司

同さうてんの分 ねんくわう谷 弥五郎

廿五代〔中略〕 ねんくわう谷 弥五郎

一反〔中略〕 大谷 かくき

文保元年十二月日 かくき(花押)

預所重舜は代官大野三郎をおき、一井谷百姓覺儀法師を配下に使っていた。この覺儀法師は一井谷百姓のうち預所側について、村落の主導権を失って敗退したものらしい。前節で紹介した百姓請成立後の実檢注文の二一人の百姓のうちに覺儀の名をみる

ことができな。 (第六表参照)

⑨ 註8で指摘した百姓等言上状に続く。

⑩ (文保二年)十月十九日公文祐深書状(東寺百合文書な四〇一四七)、同日遍禪書状(同文書な四〇一四七)、同日公文祐深

申状案（教王護国寺文書二八五号）等。

①① 註8・9で指摘した百姓等言上状に続く。

①② 文保二年十二月 日 大山荘百姓重言上状 東寺百合文書

（お一一三）

①③ 徳治二年三月廿日 惣けんけう名田讓状案 東寺百合文書

（や一上）

①④ 正和五年五月八日 大山荘百姓右馬允家安起請文 東寺百合

文書（や三一五）

①⑤ 正和五年二月 日 大山荘住人藤原家安言上状 東寺百合文

書（み三二一四〇）

①⑥ 文保二年 大山荘地頭代平盛繼申状写、教王護国寺文書二八

七号。本文書中「当庄預所頼右・実信^{代別部丞馬允}」の

うち「代」「馬允」の三字は虫食欠字なるも、東寺百合文書（な

二三一二四）所取の（文保二年）十二月九日東寺公文僧申状に

よりおぎなう。

①⑦ （年月日未詳）大山荘雜掌陳状案 教王護国寺文書二六三号

①⑧ 文保元年十月 日 大山荘内檢取帳 東寺百合文書（や七一

一三）

①⑨ 文保二年十月四日西田井日記 教王護国寺文書二七九。なお

本文書により、西田井にも耕地を保有する右馬尉が一井谷住人

なることを確認できる。前掲拙稿一三頁参照。

②⑩ 永享九年十一月十二日 大山荘内檢帳 東寺文書に一六六号

②⑪ 嘉慶元年十月十七日 中沢祖道申状并具書案 東寺文書に四

九号。中沢祖道はこの申状で「去年二月公文所御下向候。皆々

雖召出候、行恒父子者、以次永罷出候。（中略）公文所^印散田

候間（下略）」と称し、この申状にそえられた具書の筆者は「抑

庄家事、てうさん仕候で、さらに無正体候間、則下り候で、先

百姓を入おきて候。行恒事、守護方より役をかけられ候で、ち

くてん仕て候。」といっており、後者が至徳三年二月、大山荘

の現地へ下り、逃散中の百姓を還住させて、このときはじめて

大山荘に番頭制を施行し、同年二月の大山荘田数名寄帳（東寺

文書に四五号）に署判を加えた、東寺公文法橋快秀その人の書

状であることがわかる。なお、このとき逐電して大山荘から姿

を消した行恒父子が、鎌倉末の右馬尉家安といかなる関係にあ

るかかわらないが、いずれにしても、ここに、右馬尉家安の家

系^{②②}の末路を読みとることが可能である。

②② 弘安元年十一月日 大山荘地頭中沢基員陳状 近衛家文書七

これは地頭基員の言分であって、宮田荘雜掌見寂はこれを否定

している。真実がどちらの言分に存するか判断しえないが、こ

の基員の言分の背景に百姓等の武力の存在を推察することが可

能である。

②③ 弘安二年二月 日 大山荘地頭中沢基員重陳状 近衛家文書

七

②④ 正和二年十二月十三日 法橋門喜執達状 東寺百合文書（や

一 下）

②⑤ 元享三年八月 日 宮田荘雜掌良有言上状 近衛家文書七

②⑥ 嘉元四年十月四日 法橋良殿書状 近衛家文書七

②⑦ （文保二年）十二月九日 東寺公文僧申状 東寺百合文書

(な二三—二四)

②③ 大山莊地頭中沢については別の機会に論及する予定である。

②④ 正安四年正月廿五日僧定殿書状案(教王護国寺文書一八八号)

に「当寺八幡宮理趣三昧供料事、以大山庄乃眞、執行致其沙汰候之条、経年候了。凡当代代々執行不謂庄家之損否、二百石(多每)年十一月中可済進之条、云行殿、清寛之請文、当執行承伏

分明之上、当執行守彼二代請文(下略)」とある。行殿・清寛・

殿伊三代の執行の大山莊經營は弘安五年以来(同年十月四日

院宣 東寺文書射一—二二)、つづけられたが正安三年夏ごろ、

殿伊は大山莊所務を辞退するにいたった。(正安四年正月廿六

日 執行殿伊僧都申状 東寺百合文書一—二〇)

③⑤ 応長元年八月 日 東寺長日大炊教仏申状 東寺百合文書

(な四〇—四七)

③⑥ 応長元年九月 日 大山莊雜掌陳状 東寺百合文書(な四〇

—四七)

③⑦ 応長二年二月 日 大炊教仏・地下沙汰人等言上状 東寺百

合文書(な四〇—四七)

③⑧ 史料Dにいう「分田」が永仁三年東寺・地頭間の下地中分で

あつても、また正安四年の執行・供僧間の分田であつても、応

長元—正和元年の大炊教仏・雜掌間の相論当時、家安が地下沙

汰人であつたことになる。

③⑨ 「住人」と「百姓」の呼称の差のもつ意味については田中稔

氏の御教示をえた。

むすび

鎌倉後期に重点を置いて、大山莊一井谷の村落結合の実態をうかがひ上げようとしてみた。第二節で考察したように、中世的な農業生産の諸条件、中世における最も先進的・安定的な耕地の造成と維持、そのための灌排水施設の整備等はここでは明らかに「むら」共同体の存在を前提とし、それによってささえられていた。そしてこの「むら」共同体は第三節にみるように、中世成立期以来の根本名主層の結合を中核として成立しており、時として彼等をおそれる武力的紛争によって、現実には戦闘経験を積み、またそれによって訓練された武力編成をなしていた。彼等はいかにた武力編成を背景にして預所重甞を排撃して、一井谷に百姓請をもたらし、三八%強の年貢高の引下げを実現し、彼等の村落の将来に大きな歴史的可能性をもたらし、右馬尉家安がそうであつたように、莊園領主東寺内部の派閥的抗争に目をそそぎ、そこに彼等にとって有利な条件のうまれる可能性を読みとつていた。これが、鎌倉期における一井谷の「むら」結合の達成である。この一井谷の事例は、

中世前期においては、ある程度特殊な達成であつて、これを直ちに一般化しえないことはもちろんである。しかし、例えば、西田井村が預所重舜に屈服したという一井谷と対照的な事例のうちにも、一井谷とはことなつた形態での彼等の解放の可能性が蓄積されたと考えることができる。西田井百姓等は悪党殿増と結び、地頭中沢の権威につながることによつて、莊園領主東寺の呪術的な束縛から離れたところで、彼等の歴史的可能性の実現をはかつていたのである。一井谷百姓等の勝利が、結局は「百姓等数百歳之間、奉仰寺家」という事態の再確認につながつていったのと逆の関係ではあつたが、彼等の敗北もまた莊園領主寺家を忍緒することによる新たな勝利への可能性を準備していたのである。当時の村落の動向、その政治的達成の形態はこうしておそらく無限に多様なのであつた。そしてこの多様な政治的達成が全体として統合されるところに、莊園制支配と在地領主制展開の歴史的環境が存在したのである。一井谷の「むら」共同体の達成は、中世前期のそうしたものの一つの典型的な事例であると解することが可能である。

本稿では主として一井谷の村落結合の積極的な側面をう

かびあがらすように努めて来た。これは研究史のうえで、中世前期の村落共同体の意義・役割についての過少評価が存すると考えたからである。^①しかしながら、彼等の「村落」の積極面のみを一方的に強調することはまた一つの重大な誤謬をもたらすことになるだろう。彼等のおかれた歴史的環境の酷烈さは村落のあるなしにかかわらず、重要な意義を有していることを認めなければならぬ。大山莊園系の檢注帳の類はその解釈に骨の折れるものであるが、文保元年に作成された二つの内檢帳は一井谷の田地を二つに類別して、一方に「さうてんのふん」と注している。田沼睦氏が注意したように、これを「相伝分」と読むとすれば、ここにはおそらく百姓等の強い権利内容を想定しうると考へてよいだろう。^②と同時にここでは注記のない一般田地に對して一井谷百姓等の所有権が薄弱であつたと解さなければならぬことになる。そののみか、ここでは「相伝分」の田地の方がすくないのである。^③この内檢帳の解釈にたとへ誤りが存したとしても、先にもふれたように、南北朝時代になつてからも、莊園領主東寺は公文所快秀が現地へ下向し、逃散していた百姓等を皆々召出して、散田をとげ、

新たに番頭制を設定して、莊園制支配の再編をとげている。^④ こうした莊園領主の散田行為が実際に行われえた事実の背景に、中世の百姓の側における耕地所有の脆弱性をみなければならぬのであって、文保元年の非相伝分田地の大量の存在も決して不思議な現象ではない。もちろん大山荘でも「畠者、為百姓等之敷地之由、申之歟^⑤」と記されて、最近の研究が強調する畠地所有が「百姓等之敷地」として彼等の再生産の重要な拠点をなしていたことを評価しなければならぬのであるが、それにしても、田地所有における彼等の権利の不安定性はなお、おおえないものが存している。これが、重舜を排斥し、百姓請を実現させ、みずからの手で実検を行った一井谷百姓等のいま一つの側面である。あれだけの政治行動を遂行しえた自立的な百姓等が何故に自分達の再生産の基盤である彼等の耕地をみずからの手に確保しえなかつたのか。ここに当時の莊園制権力の支配の酷烈さの特殊な性格と、百姓のおかれた歴史的環境の困難さを読みとることができらるだろう。

莊園領主権の支配の苛烈さはある程度までは彼等が保持する武力によって基礎づけられていたにちがいない。預所

重舜が常に太刀を帯して荘内を徘徊していたことは、彼が東寺における裁判の場においてまで一井谷百姓にきりつたというその直情的な行動からして推察されるし、また多くの武力的基礎なしにみずから武装する一井谷百姓等の村落を制御しえないだろうことは明白である。少くとも一井谷百姓の保持する武力に見合うだけの武力を莊園領主東寺は備えていた筈である。

しかし武力が莊園領主権の主要な基盤であったとは考えられない。あれだけの自立性を有する百姓等が預所重舜を排斥しても、莊園領主権の安泰を信じて疑わなかつたとき、彼等は意識の側面で莊園領主権に敗北していたのである。

莊園領主権の下でくり返された彼等の伝統的な生存の形式が彼等の意識を呪縛して、それ以外の生存形式の発想を強くさまたげているのである。このような百姓の意識が変革される契機はどこにあるのか。預所重舜との抗争に敗れたかにみえる西田井村百姓の存在のなかにそのかすかな現れを読みとることもまた可能である。彼等の周辺で展開する在地領主制の形成がその一つの形態である。貨幣の力、彼等が無意識にそれを守り、向上させようとする彼等自身の

生存、それらの客観的な過程、彼等の宗教的イデオロギー等々、それらのなかに現われる歴史的發展のさまざまな契機について、いまここで直ちに論ずる余裕はない。しかし、彼等がみずからを呪縛していた意識形態の変革過程の追求なしに莊園制下の村落の歴史過程を把握しえないことを感ずるばかりである。

- ① たとえば本年の歴史学研究会大会における佐藤和彦氏の報告「鎌倉末南北朝期における領主制展開の要因」（『歴史学研究』二七九号）にもその影響が認められると思う。
- ② 田沼睦「南北朝室町期における庄園収取機構」（『書陵部紀要』一〇）
- ③ 第五表参照。

④ 第三節註21参照。

- ⑤ （年月日未詳）東寺供僧申状写 教王護国寺文書一六四号
- ⑥ 戸田芳実「中世の封建領主制」（岩波講座『日本歴史』六）、河音能平「日本封建国家の成立をめぐる二つの階級」（『日本史研究』六〇・六二号）

付記、本稿脱稿後、網野善彦氏の研究（『鎌倉後期における東寺供僧供料荘の拡大』（『日本史研究』六九号）が発表された。教えられるところきわめて多く、いろいろ加筆したかったが、果しえなかった。あわせて参照されたい。本稿は宮川満氏による『大山村史』作成準備の過程でうまれたものである。大山村の地名をたんねんに踏査され、度々現地案内を願った中沢栄一氏に対し、厚く感謝したい。

（名古屋市立大学講師）

The Village Combination in the *Kamakura* 鎌倉 Era

—*Ichidani* 一井谷, *Oyamanoshō* 大山莊,
Tamba 丹波 country—

by

Kyohei Oyama

The cultivated land, in *Ichidani* 一井谷, *Oyamanoshō* 大山莊, *Tamba* 丹波 country, in the Middle Ages, was divided into two sections, the *Oku* 奥 land and *Satokata* 里方 land by the *Hoshimaru* 法師丸 Pond as a boundary which was situated in the middle of the valley; the former land was a very bad cultivated land without irrigation, but the latter a stable progressive one with the village-wide irrigation around the *Hoshimaru* Pond. Based on the management of the pond, there existed “*Mura*” むら community chiefly consisted of “*Otonasatanin*” をとなさた人 in *Ichidani* of the *Kamakura* 鎌倉 era. As a background of this village combination, peasants made extinct the *Azucaridokoro* 預所 control of the *Toji* 東寺 in *Bumpo* 文保 2, and peasant-contract of rent 百姓請 established here. Along with the establishment of this peasant-contract, the rent in this valley was discounted to 60 percent of the former payment; the peasants made exceptional inspection paper 実檢注文 after inspecting for themselves, signing and sealing each other; or they, having kept a considerable army force, fought the inside or outside enemy, and tried to keep their village safe by organizing subsidiary troops from outer world. But when they had to stand against the power of manorial lords, there was also an unexpectedly weak point in them.

Regalities in the Early *T'o-pa* 拓跋 States

by

Michio Tanigawa

Was there the approach of the people to the state authority for the political unification in the *Sui* 隋 and *T'ang* 唐 dynasties?